

基本計画書

基本計画																																													
事項		記入欄							備考																																				
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更																																											
フリガナ設置者		コリツダガクホウジン トウキョウイシカダガク 国立大学法人 東京医科歯科大学																																											
フリガナ大学の名称		トウキョウイシカダガク 東京医科歯科大学 (Tokyo Medical and Dental University)																																											
大学本部の位置		東京都文京区湯島1丁目5番45号																																											
大学の目的		東京医科歯科大学は、「知と癒しの匠を創造し、人々の幸福に貢献する」という基本理念の下に、教育・研究・医療の充実と機能強化を図ってきた。令和10年に創立100周年を控える第4期中期目標・中期計画期間においては、本学は指定国立大学法人として臨床医学を基盤とする世界に冠たる医療系総合大学への飛躍を目指し、以下の重点目標を掲げる。 1) SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) 及びSociety 5.0 (仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会) に象徴される現代社会の潮流を意識しつつ、医療系総合大学の特色と強みを活かして得られた教育・研究・臨床の成果を広く社会に還元することを第一の目標とする。 2) 先導的な医療を担うサイエンティフィック・クリニシャン (科学的な視点で診療ができる医療人) を育成する教育体系及び環境を整備するとともに、医学研究を先導し牽引するクリニシャン・サイエンティスト (臨床的な視点をもった研究者) の育成に挑戦する。 3) 「トランスレーショナル・リサーチ (橋渡し研究)」に焦点を当て、学内の研究と臨床の連携を促進させる。次世代医療に繋がる先進的かつ特色のある基礎・臨床研究を行い、世界屈指の「トータル・ヘルスケア」研究の拠点確立を目指す。 4) 新型コロナウイルス感染症への対応経験を活かし、パンデミック等の非常時の迅速かつ柔軟な医療及び先端的な研究を基盤とした平時の最高水準の診療の両立を可能とする強靱な医療体制を構築する。 5) 四大学連合 (東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京工業大学、一橋大学) をはじめとした大学間連携及び産業界を含む官民連携を活かし、首都圏における医学教育・研究・臨床のネットワークを拡充する。そこに集約される叡智の成果を広く国内外に提供・発信するべく「トータル・ヘルスケア」拠点の機能を強化する。 6) 構成員が互いに「多様性と包摂性」を重視し、各自が多様な能力を高めつつ「自律と協調」を発揮することにより、構成員の総力を挙げて未来社会の創造に貢献する大学運営を行う。																																											
新設学部等の目的		「地域の医師確保等の観点からの令和4年度医学部入学定員の増加について (令和4年8月10日付け4文科高第627号・医政発0810第4号文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知)」を踏まえ、令和4年度の医学部定員を超えない範囲で維持するものである。																																											
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	医学部医学科の今回の16名の入学定員の増員は、令和5年度までの臨時定員増である。また、医学部医学科の令和4年度における収容定員は628人である。																																				
	医学部医学科	6年	101人 (85)	2年次 5人	551人 (535)	学士 (医学) (Doctor of Medicine)	令和5年4月 第1年次 平成24年4月 第2年次	東京都文京区湯島1丁目5番45号																																					
	医学部保健衛生学科																																												
	看護学専攻	4年	55人	—	220人	学士 (看護学) (Bachelor of Nursing)	平成元年4月 第1年次	同上																																					
	検査技術学専攻	4年	35人	—	140人	学士 (保健学) (Bachelor of Science)	平成元年4月 第1年次	同上																																					
	歯学部歯学科	6年	53人	—	318人	学士 (歯学) (Doctor of Dental Surgery)	平成23年4月 第1年次	同上																																					
								<table><tr><th>(人)</th><th>入学定員</th><th>編入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>令和4年度</td><td>100</td><td>5</td><td>628</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>101</td><td>5</td><td>628</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>85</td><td>5</td><td>612</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>85</td><td>5</td><td>596</td></tr><tr><td>令和8年度</td><td>85</td><td>5</td><td>581</td></tr><tr><td>令和9年度</td><td>85</td><td>5</td><td>566</td></tr><tr><td>令和10年度</td><td>85</td><td>5</td><td>551</td></tr><tr><td>令和11年度</td><td>85</td><td>5</td><td>535</td></tr></table>		(人)	入学定員	編入学定員	収容定員	令和4年度	100	5	628	令和5年度	101	5	628	令和6年度	85	5	612	令和7年度	85	5	596	令和8年度	85	5	581	令和9年度	85	5	566	令和10年度	85	5	551	令和11年度	85	5	535
(人)	入学定員	編入学定員	収容定員																																										
令和4年度	100	5	628																																										
令和5年度	101	5	628																																										
令和6年度	85	5	612																																										
令和7年度	85	5	596																																										
令和8年度	85	5	581																																										
令和9年度	85	5	566																																										
令和10年度	85	5	551																																										
令和11年度	85	5	535																																										

	歯学部口腔保健学科												
	口腔保健衛生学専攻		4	22	—	88	学士 (口腔保健学) (Bachelor of Oral Health Sciences)	平成23年4月 第1年次	同上				
	口腔保健工学専攻		4	10	2年次 5	55	学士 (口腔保健学) (Bachelor of Oral Health Sciences)	平成23年4月 第1年次 平成24年4月 第2年次	同上				
計				276 (260)	2年次 10	1,372 (1,356)							
同一設置者内における変更状況 (定員の移行, 名称の変更等)			東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科生命理工医療科学専攻 令和5年4月 学位(博士(口腔保健学))新設予定										
教育課程	新設学部等の名称		開設する授業科目の総数				卒業要件単位数						
			講義	演習	実験・実習	計							
	—		—科目	—科目	—科目	—科目	—単位						
教員組織の概要	学部等の名称				専任教員等					兼任教員等			
					教授	准教授	講師	助教	計	助手			
	新設	医学部医学科			人	人	人	人	人	人		人	
					48 (48)	30 (30)	45 (45)	63 (63)	186 (186)	0 (0)		182 (182)	
		医学部保健衛生学科			14 (14)	12 (12)	1 (1)	15 (15)	42 (42)	0 (0)		166 (166)	
		歯学部歯学科			28 (28)	18 (18)	16 (16)	38 (38)	100 (100)	0 (0)		357 (357)	
		歯学部口腔保健学科			7 (7)	2 (2)	3 (3)	7 (7)	19 (19)	0 (0)		77 (77)	
		教養部			8 (8)	7 (7)	0 (0)	2 (2)	17 (17)	0 (0)		74 (74)	
	分設	計			105 (105)	69 (69)	65 (65)	125 (125)	364 (364)	0 (0)		— (—)	
		既設	該当無し			— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		— (—)	— (—)
			計			— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		— (—)	— (—)
	合計				105 (105)	69 (69)	65 (65)	125 (125)	364 (364)	0 (0)		— (—)	
	教員以外の職員の概要	職種				専任		兼任		計			
						人		人		人			
事務職員				648 (648)		401 (401)		1,049 (1,049)					
技術職員				1,738 (1,738)		307 (307)		2,045 (2,045)					
図書館専門職員				6 (6)		6 (6)		12 (12)					
その他の職員				0 (0)		2 (2)		2 (2)					
計				2,392 (2,392)		716 (716)		3,108 (3,108)					

校 地 等	区 分		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
	校 舎 敷 地		52,611㎡	0㎡	0㎡		52,611㎡			
	運 動 場 用 地		19,972㎡	0㎡	0㎡		19,972㎡			
	小 計		72,583㎡	0㎡	0㎡		72,583㎡			
	そ の 他		37,174㎡	0㎡	0㎡		37,174㎡			
	合 計		109,757㎡	0㎡	0㎡		109,757㎡			
校 舎			専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
			121,080㎡ (121,080 ㎡)	0㎡ (0 ㎡)	0㎡ (0 ㎡)		121,080㎡ (121,080 ㎡)			
教室等	講義室		演習室	実験実習室	情報処理学習施設		語学学習施設		大学全体	
	90室		56室	776室	0 (補助職員0人)		0室 (補助職員0人)			
専 任 教 員 研 究 室			新設学部等の名称			室 数				
			大学全体			875 室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	大学全体		270,024〔110,591〕 (270,024〔110,591〕)	3,807〔2,191〕 (3,807〔2,191〕)	12,616〔11,207〕 (12,616〔11,207〕)	328 (328)	497 (497)	55,862 (55,862)		
	計		270,024〔110,591〕 (270,024〔110,591〕)	3,807〔2,191〕 (3,807〔2,191〕)	12,616〔11,207〕 (12,616〔11,207〕)	328 (328)	497 (497)	55,862 (55,862)		
図書館			面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数		大学全体	
			5,327 ㎡		443 席		377,000 冊			
体育館			面積		体育館以外のスポーツ施設の概要					
			1,662 ㎡		テニスコート、プール、武道館、柔剣道場、弓道場					
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費 の見 積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	大学全体 (国費による)
		教員1人当り研究費等		－	－	－	－	－	－	
		共 同 研 究 費 等		－	－	－	－	－	－	
		図 書 購 入 費	－	－	－	－	－	－	－	
		設 備 購 入 費	－	－	－	－	－	－	－	
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円			
	学生納付金以外の維持方法の概要			－						
大 学 の 名 称 東京医科歯科大学										平成30年度より 学生募集停止
学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地	
医歯学総合研究科 (修士課程) 医歯理工保健学専攻		2	131	－	257	修士 (医科学) (歯科学) (理学) (工学) (保健学) (口腔保健学) (医療管理学) (医療政策学) (グローバル 健康医学)	1.05	H30年度		
医歯理工学専攻		2	－	－	－	修士 (医科学) (歯科学) (理学) (工学) (口腔保健学) (医療管理学) (医療政策学)	－	H24年度		
(博士課程) 医歯学専攻		4	181	－	724	博士 (医学) (歯学) (数理医科学) (学術)	1.19	H30年度		

平成30年度より
学生募集停止

既設大学等の状況	生命理工医療科学専攻	3	25	—	75	博士 (理学) (工学) (保健学)	0.52	H30年度	
	医歯学系専攻	4	—	—	—	博士 (医学) (歯学) (学術)	—	H24年度	平成30年度より 学生募集停止
	生命理工学系専攻	3	—	—	—	博士 (理学) (工学)	—	H24年度	平成30年度より 学生募集停止
	東京医科歯科大学・ チリ大学国際連携医学 系専攻	5	3	—	15	博士 (医学)	0.19	H28年度	
	東京医科歯科大学・ チュラロンコーン大学 国際連携歯学系専攻	5	3	—	15	博士 (歯学)	0.73	H28年度	
	東京医科歯科大学・ マヒドン大学国際連携 医学系専攻	4	3	—	9	博士 (医学)	1.00	R2年度	
	保健衛生学研究科 (博士課程(前期)) 生体検査科学専攻	2	—	—	—	修士 (保健学)	—	H13年度	平成30年度より 学生募集停止
	(博士課程(後期)) 生体検査科学専攻	3	—	—	—	博士 (保健学)	—	H13年度	平成30年度より 学生募集停止
	(博士課程) 看護先進科学専攻	5	13	—	65	博士 (看護学)	0.75	H26年度	
	共同災害看護学専攻	5	—	—	—	博士 (看護学)	—	H26年度	令和3年度より学 生募集停止
	医学部								
	医学科	6	100	2年次 5	628	学士(医学)	1.00	S26年度	
	保健衛生学科	4	90	—	360	学士 (看護学) (保健学)	1.01	H元年度	
	歯学部								
	歯学科	6	53	—	318	学士(歯学)	0.99	S26年度	
	口腔保健学科	4	32	2年次 5	143	学士 (口腔保健学)	1.02	H16年度	
		名称：東京医科歯科大学病院 目的：患者の診療を通じて医学及び歯学の教育と研究を行うこと 所在地：東京都文京区湯島1－5－45 設置年月：令和3年10月 建物 88,352㎡ 名称：生体材料工学研究所 目的：生体に用いられる物質及び材料並びに生体工学に関する学理及びその応用の研究を行うこと 所在地：東京都千代田区神田駿河台2－3－10 設置年月：昭和26年4月 建物 6,169㎡ 名称：難治疾患研究所 目的：膠原病その他の難治疾患に関する学理及びその応用を研究すること 所在地：東京都文京区湯島1－5－45 設置年月：昭和48年9月 建物 10,429㎡							

附属施設の概要	名称：産学連携研究センター 目的：本学の活動を活性化するために、国内外における産学連携を推進し、知的財産の創出支援、保護、維持、管理活用および社会への還元を通じて、社会に貢献すること 所在地：東京都文京区湯島 1－5－4 5 設置年月：平成 2 9 年 4 月 建物 251m²
	名称：医療イノベーション推進センター 目的：本学における質の高い研究を基盤に、その成果を医療現場に迅速に提供し、さらにグローバルに展開すること 所在地：東京都文京区湯島 1－5－4 5 設置年月：平成 2 9 年 4 月 建物 409m²
	名称：リサーチコアセンター 目的：本学における疾患遺伝子解析、先端機器解析及び放射線解析に関する教育、研究を行うとともに、大型研究機器、放射性同位元素等の適切な管理と、専門知識供与を通じて共同利用を総合的に推進し、もって先端的な医歯学の研究及び教育の発展に資すること、及び、若手研究者を育成すること 所在地：東京都文京区湯島 1－5－4 5 設置年月：平成 2 2 年 4 月 建物 2, 914m²
	名称：実験動物センター 目的：本学における医学及び歯学に関する研究のため、動物実験を行うとともに、実験動物の飼育管理及び実験動物に関する研究を行うこと 所在地：東京都文京区湯島 1－5－4 5 設置年月：平成 2 2 年 4 月 建物 7, 413m²
	名称：生命倫理研究センター 目的：本学における医療倫理・研究倫理・生命倫理分野における教育を実践するとともに、先進的研究の促進を図るための国内外の研究支援ネットワークを確立し、さらに医歯学研究と生命倫理に関わる諸問題についての学際的研究を展開すること 所在地：東京都文京区湯島 1－5－4 5 設置年月：平成 1 7 年 4 月 建物 213m²
	名称：疾患バイオリソースセンター 目的：個別化医療の発展に寄与するための教育及び研究を行うとともに、産学官医療イノベーション研究を推進する 所在地：東京都文京区湯島 1－5－4 5 設置年月：平成 2 5 年 2 月 建物： 400m²
	名称：再生医療研究センター 目的：本学における再生医療の発展に寄与するための人材を育成するとともに、再生医療の開発研究と実用化研究を促進し、社会にその成果を還元すること 所在地：東京都文京区湯島 1－5－4 5 設置年月：平成 2 5 年 4 月 建物： 400m²
	名称：脳統合機能研究センター 目的：本学において、脳・神経疾患の克服を目指した共同研究を行うために、分子レベル、細胞レベル、神経回路レベル、脳高次機能レベル、及び疾患レベルの研究を融合して、脳・神経系機能の統合的解明とこれに基づく新規治療法開発を推進すると同時にこれらの融合研究を担い脳・神経疾患克服に寄与する若手研究者の人材育成を行うこと 所在地：東京都文京区湯島 1－5－4 5 設置年月：平成 1 9 年 4 月 建物： 313m²
	名称：スポーツサイエンス機構 目的：本学において、医学・歯学の緊密な連携及び協力関係のもと、スポーツ傷害及び疾病に対する予防及び診療とそれに基づく先進医療技術開発、研究、並びにアスリートの現場復帰支援を総合的に実践するため、本学の教職員が一体となって臨床・教育・研究を行う 所在地：東京都文京区湯島 1－5－4 5 設置年月：平成 2 6 年 1 0 月 建物： 47m²
	名称：オープンイノベーション機構 目的：地域産学官連携科学技術振興事業費補助金によるオープンイノベーション機構の整備事業の実施を通じて、企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究を推進するため、大学の経営トップによるリーダーシップの下で、プロフェッショナル人材による集中的マネジメント体制を構築し、部局を超えて優れた研究者チームの組織化を図る取組みを行うことにより、本学の「組織」対「組織」による本格的産学連携の実現を図り、ひいては企業から大学等への投資を増加させること 所在地：東京都文京区湯島 1－5－4 5 設置年月：平成 3 1 年 1 月 建物： 563m²

	名称：M&Dデータ科学センター 目的：大学内の各組織と連携して、メディカルデータ科学研究を推進し、その研究成果等を基盤とした教育プログラム開発を行うことにより、健康長寿社会の実現に寄与する統合先制医歯保健学の世界的教育・研究拠点を形成すること 所在地：東京都千代田区神田駿河台2－3－10 設置年月：令和2年4月 建物： 637㎡ 名称：創生医学コンソーシアム 目的：従来の再生医療から歩を進めた「創生医学」という新たなパラダイムの創出、公的機関や国内外の最先端の研究者や民間企業との連携のもと、「創生医学」の国際研究拠点を構築すること 所在地：東京都文京区湯島1－5－45 設置年月：平成29年9月 建物： 399㎡ 名称：高等研究院 目的：国立大学法人東京医科歯科大学の強みを活かし、卓越した研究成果を上げるために、組織・分野を問わず、優れた研究者のうち、極めて高い研究業績を有する者と実質的かつ高度な研究活動を展開する場として設置し、これらの活動を通じて人材を育成するとともに、その研究成果を広く社会に還元すること 所在地：東京都文京区湯島1－5－45 設置年月：平成30年7月 建物： 623㎡	
--	--	--

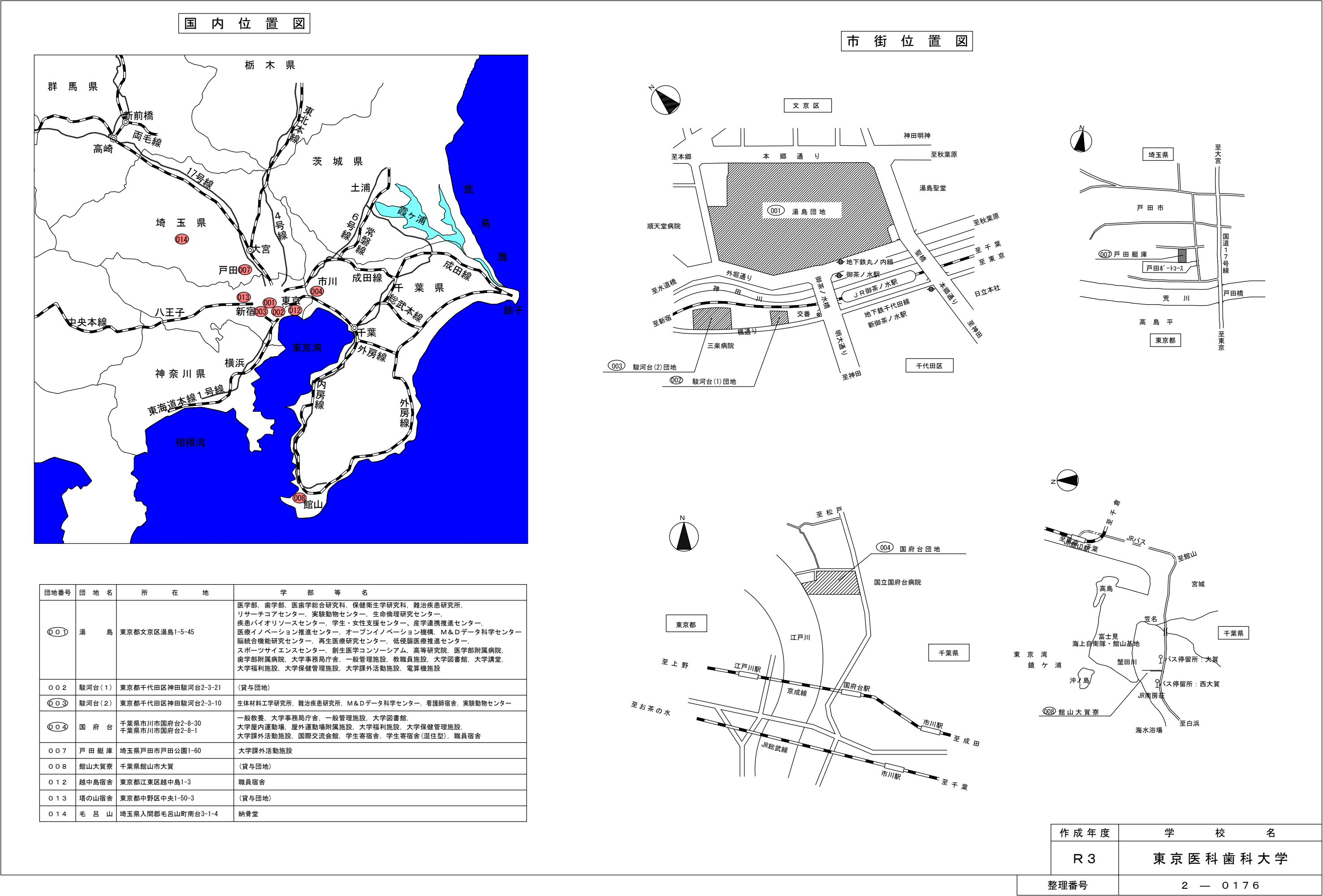
(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」，「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
- 6 空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

国立大学法人東京医科歯科大学 設置報告に関わる組織の移行表

令和4年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
東京医科歯科大学				東京医科歯科大学				
医学部				医学部				
医学科	85	5	535	医学科	101	5	551	定員変更(16)
保健衛生学科	90	-	360	保健衛生学科	90	-	360	
歯学部				歯学部				
歯学科	53	-	318	歯学科	53	-	318	
口腔保健学科	32	5	143	口腔保健学科	32	5	143	
計	260	10	1,356	計	276	10	1,372	
東京医科歯科大学大学院				東京医科歯科大学大学院				
医歯学総合研究科				医歯学総合研究科				
医歯理工保健学専攻(M)	131	-	257	医歯理工保健学専攻(M)	131	-	257	
医歯学専攻(D)	181	-	724	医歯学専攻(D)	181	-	724	
東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻(D)	3	-	15	東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻(D)	3	-	15	
東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻(D)	3	-	15	東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻(D)	3	-	15	
東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻(D)	3	-	12	東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻(D)	3	-	12	
生命理工医療科学専攻(D)	25	-	75	生命理工医療科学専攻(D)	25	-	75	
保健衛生学研究科				保健衛生学研究科				
看護先進科学専攻(D)	13	-	65	看護先進科学専攻(D)	13	-	65	
計	359	-	1,163	計	359	-	1,163	

※未だ入学定員が決まっていない大学に置いては、収容定員の後ろにPを記載ください。



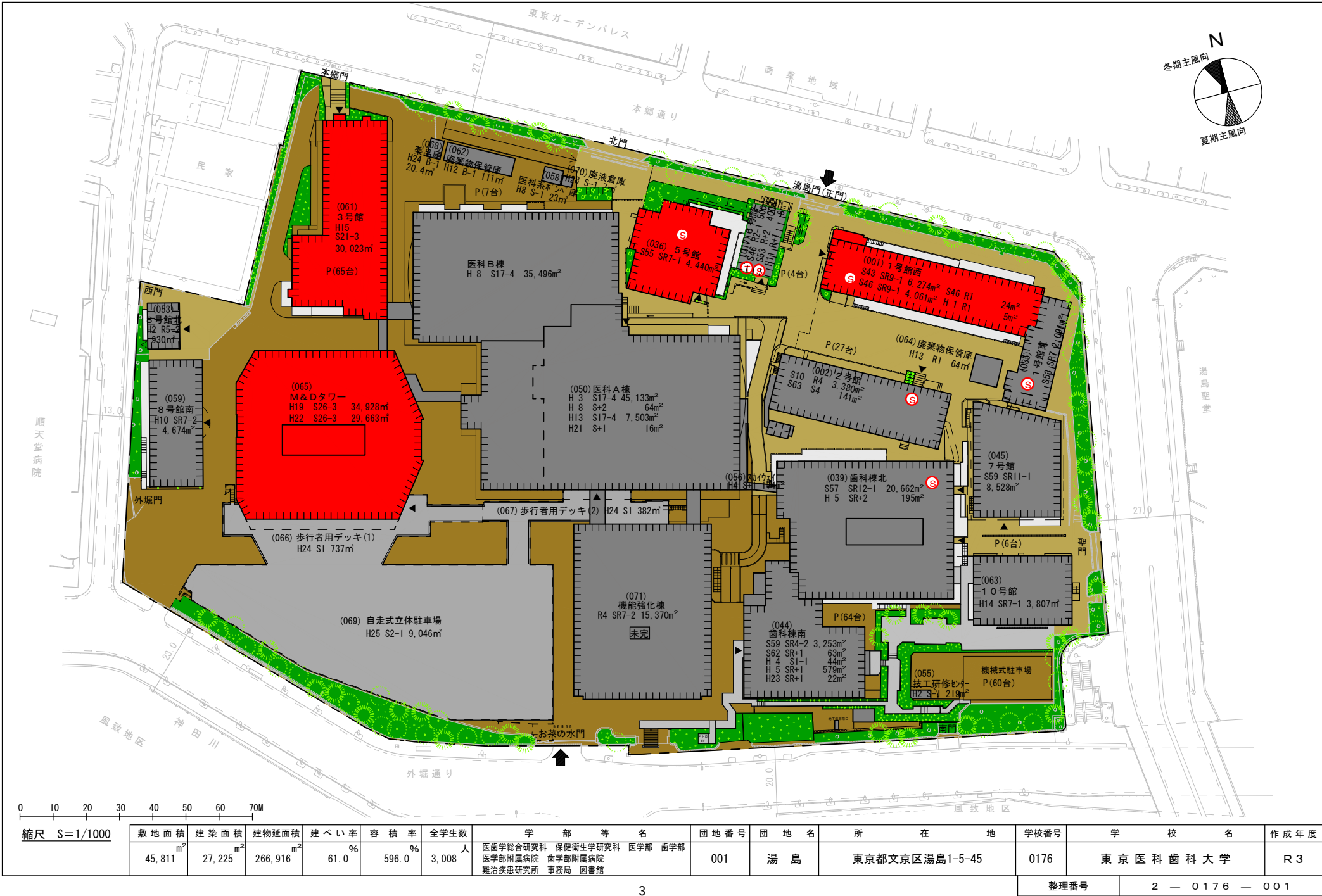
Yushima and Surugadai Campuses

- ### Kounodai Campus

- 2

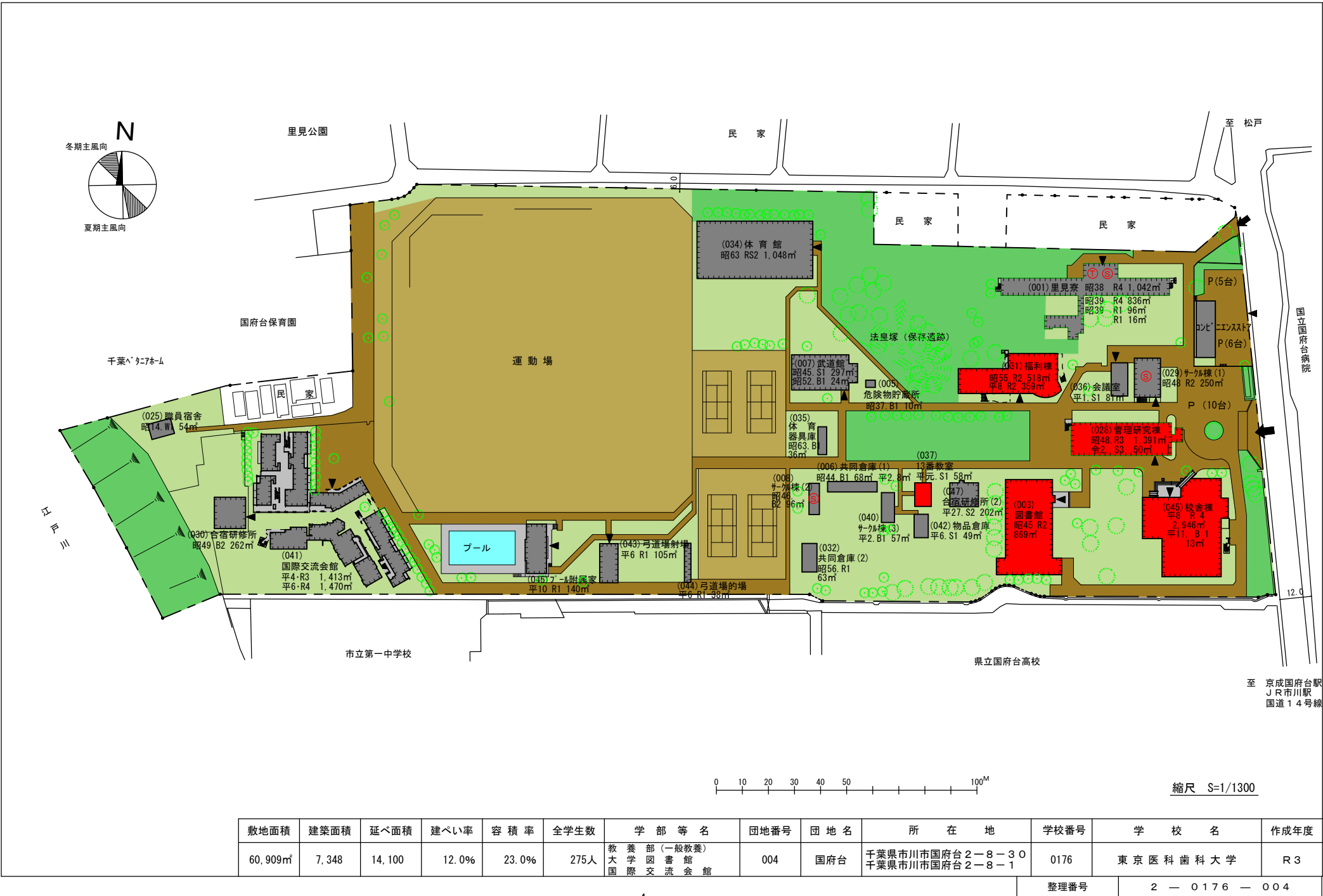
配置図

国立大学等施設実態報告（様式2）



配 置 図

国立大学法人等施設実態報告（様式2）



東京医科歯科大学学則（案）

（平成 16 年 4 月 1 日）
規 程 第 4 号

第 1 章 総則

第 1 条 本学は、医学及び歯学の理論並びに応用を教授研究し、併せて人格の陶冶をなすものである。

2 各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、当該学科において別に定める。

第 2 条 本学に、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成 16 年規程第 1 号。以下「組織運営規程」という。）の定めるところにより、次の学部及び学科を置く。

医 学 部 医学科
保健衛生学科

歯 学 部 歯学科
口腔保健学科

2 医学部保健衛生学科に、看護学専攻及び検査技術学専攻を置く。

3 歯学部口腔保健学科に、口腔保健衛生学専攻及び口腔保健工学専攻を置く。

4 本学に、組織運営規程の定めるところにより、教養部を置く。

第 3 条 医学部医学科及び歯学部歯学科の修業年限は 6 年、医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科の修業年限は 4 年とする。

第 4 条 学生の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学科・専攻		入学定員	編入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科		人 8 5	人 5（2 年次編入）	人 5 3 5
	保健衛生学科				
	看護学専攻		5 5		2 2 0
	検査技術学専攻		3 5		1 4 0
歯 学 部	歯 学 科		5 3		3 1 8
	口腔保健学科				
	口腔保健衛生学専攻		2 2		8 8
	口腔保健工学専攻		1 0	5（2 年次編入）	5 5

第 2 章 授業科目

第 5 条 削除

第 6 条 本学の授業科目は、全学に共通する教育科目（以下「全学共通科目」という。）と専門に関する教育科目（以下「専門科目」という。）とする。

- 2 全学共通科目は教養部において、専門科目は各学部において行う。
- 3 全学共通科目の開設授業科目及び単位数は、別に定める。
- 4 専門科目の開設授業科目及び単位数は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 学年を分けて、次の学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第9条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日 10月12日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

- 2 前項の規定にかかわらず、教育上必要がある場合には、休業日に授業を行うことができる。
- 3 第1項第4号から第6号の期間は、各学部において別に定める。
- 4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、休学、転学、留学、退学及び除籍

第10条 入学の時期は、学年の始期とする。

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同省令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）に定める大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第12条 大学医学部医学科の卒業者で歯学部歯学科に、大学歯学部歯学科の卒業者で医学部医学科に編入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学の許可をすることがある。

第13条 大学医学部医学科の学生で医学部医学科に、大学歯学部歯学科の学生で歯学部歯学科に、大学（短期大学並びに外国の大学及び短期大学を含む。）の学生で医学部保健衛生学科又は歯学部口腔保健学科に転入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

第14条 医学部医学科の2年次に編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者で、選考の上、入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者（医学を履修する課程を卒業した者を除く。）
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者（学校教育における15年の課程を修了し、学士の学位に相当する学位を取得したと大学において認めた者を含む。）

第15条 削除

第16条 医学部保健衛生学科の2年次に編入学することができる者は、四大学連合憲章に基づく協定による複合領域コースを履修しており、かつ、協定大学の学部で2年次以上在学した者で、選考の上、入学を許可する。

第17条 削除

第18条 削除

第18条の2 歯学部口腔保健学科口腔保健工学専攻の2年次編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者で、選考の上、入学を許可する。

- (1) 高等専門学校又は短期大学を卒業した者
- (2) 大学を卒業した者
- (3) 歯科技工士を養成する専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

第19条 本学学生で退学した者が再び入学を請うときは、欠員がある場合に限り、選考の上、原学年以下に入学を許可することがある。

2 前項に規定するもののほか、第25条の規定による休学者が退学（休学期間満了のため学部を退学した者をいう。）し、本学医学部医学科又は歯学部歯学科に再び入学を志願するときは、原学科の原学年以上に入学を許可する。ただし、懲戒事由等に相当する事由があると認められる志願者の入学については、選考の上許可するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、第31条の2の規定による退学者が本学医学部医学科又は歯学部歯学科に再び入学を志願するときは、退学時の在籍学科の在籍学年以上に入学を許可する。ただし、懲戒事由等に相当する事由があると認められる志願者の入学については、選考の上許可するものとする。

第20条 編入学、転入学及び再入学により入学し、その後所定の年限在学した者は、第3条に規定する年限を在学したものとみなす。

第21条 本学に入學を志願する者は、所定の手続により、学長に願ひ出なければならない。

第22条 入學志願者については、学長が当該学部教授会及び教養部教授会の意見を聴いて選考を行う。

2 前項に規定するもののほか、入學者の選考に関し必要な事項は別に定める。

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、定められた期日までに本学の学生としての本分を守る旨、誓約書に署名し、その他所定の書類を提出するとともに、入學料を納付するものとする。ただし、第45条の規定により入學料の免除又は徴収猶予を申請し受理された者にあつては、当該免除又は徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間、入學料の徴収を猶予する。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入學を許可する。

3 学長は、入學（再入學及び転入學等を含む。）を許可した者に対し、学生証を交付するものとする。

4 前項に規定するもののほか、学生証に関し必要な事項は別に定める。

第24条 学生は、病気、留學その他の事由により引き続き3月以上休學しようとするときは、所定の手続により、学長に願ひ出て許可を受けなければならない。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて（全學共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、その可否を決定するものとする。

第25条 本學醫學部醫學科又は歯学部歯学科に4年以上在學した者が引き続き大学院医歯學総合研究科博士課程に在學するために休學しようとするときは、所定の手続により、学長に願ひ出て許可を受けなければならない。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて、その可否を決定するものとする。

第26条 前2条の規定による休學者で、休學期間中にその事由が消滅したときは、所定の手続により、復學の許可を学長に願ひ出ることができる。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて（全學共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、その可否を決定するものとする。

第27条 休學期間は、通算して2年を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは、学長は当該学部教授会の意見を聴いて（全學共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、さらに1年以内の休學を許可することがある。

2 大学院医歯學総合研究科博士課程に在學する者の第24条の規定による休學期間及び第25条の規定による休學期間は、第1項の規定にかかわらず、通算して3年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、学長は当該学部教授会の意見を聴いて（全學共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、さらに1年以内の休學を許可することができる。

3 休學した期間は、修業年限及び在學年限に算入しない。

第28条 学長は、学生が病気その他の事由により修學が不適当と認められるときは、当該学部教授会の意見を聴いて（全學共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、休學を命ずることがある。

第29条 学生は、学長の許可なくして、他の大学、本學の他の学科又は専攻に入學を志願するこ

とはできない。

第30条 学生が転学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けるものとする。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、その可否を決定するものとする。

2 前項の許可を与えたときは、退学とする。

第30条の2 本学の学生が学修のため外国の大学等（外国の学校教育制度に位置づけられた教育施設で学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関で、かつ本学と学生交流協定を締結した又は事前の協議をおこなったものをいう。）に留学を願い出たときは、それが教育上有益と認められた場合において許可することがある。

2 前項の規定による許可は、当該学部教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

3 前項の許可を得て留学する期間は、原則1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、さらに1年を限度として留学期間の延長を認めることがある。

4 第3項の許可を受けて留学した期間は、第3条に規定する修業年限及び第32条に規定する在学年限に算入する。ただし、第24条の規定により許可された留学（以下「休学留学」という。）については、この限りではない。

5 留学を許可された学生は、休学留学の場合を除き、留学期間中においても本学の授業料を納付しなければならない。

6 留学を許可された学生において、次の各号の一に該当したときには、本学と外国の大学等との協議に基づき、教授会等の意見を聴いて学長が留学を取り消すことができる。

(1) 外国の大学等が所在する国の情勢や自然災害等により、学修が困難であると認められるとき。

(2) 留学生として、外国の大学等の規則に違反し、又はその本分に反する行為が認められるとき。

(3) その他留学の趣旨に反する行為があると認められるとき。

7 留学に関する必要な事項は、別に定める。

第31条 学生が病気その他の事由で退学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出てその許可を受けるものとする。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、その可否を決定するものとする。

第31条の2 四大学連合憲章に基づく協定による複合領域コースを履修している者が協定大学に編入学するために退学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて、その可否を決定するものとする。

第32条 医学部医学科及び歯学部歯学科の学生は10年を、医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科の学生は8年を超えて在学することができない。

2 編入学、転入学及び再入学により入学した者の在学年限は、各学部において定める。

第33条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、当該学部教授会の意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、除籍する。

(1) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(2) その他病気等の事由により、成業の見込みがないと認められる者

(3) 在学期間が第32条に定める在学年限を超える場合に退学的意思を示さないとき。

- (4) 第24条、第25条又は第28条により休学し、第27条に定める期間内に復学又は退学的意思を示さないとき。
 - (5) 死亡又は行方不明となったとき。
 - (6) 入学料の免除の申請をした者で、免除を許可されなかったもの又は半額免除を許可されたものが、納付すべき入学料を免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付しないとき。
 - (7) 入学料の徴収猶予の申請をした者で、徴収猶予を許可されなかった者が、納付すべき入学料を徴収猶予の不許可を告知した日から起算して14日以内に納付しないとき。
 - (8) 入学料の徴収猶予を許可された者が、納付期限までに入学料を納付しないとき。
 - (9) 授業料を所定の期日までに納入しない者で、督促を受け、なおかつ納入を怠るとき。
- 2 前項第6号は、第45条第3項の規定により徴収猶予の申請をした者には適用しない。

第5章 教育課程、履修方法及び単位等

第34条 本学は、各学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、本学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第34条の2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 前項の授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 文部科学大臣の別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 4 第2項の授業を、外国において履修させることができる。また前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 5 卒業に必要な修得すべき単位数のうち、前2項の規定による方法で履修し修得した単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、卒業要件となる単位数が124単位を超える学科にあっては、その超える単位数を60単位に加えて卒業要件として認定することができる。

第34条の3 本学において必要と認めるときは、学校教育法第105条に規定する本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、特別の課程の編成に関し必要な事項は、別に定める。

第34条の4 学生が授業科目を履修し、試験に合格したときは、所定の単位を与える。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を評価して試験によらずに単位を与えることができる。

第35条 前条に定める他、履修及び学習の評価方法については、各学部及び教養部の教授会の意見を聴いて学長が定める。

第36条 1単位の授業科目を、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、1単位当たりの授業時間を次の基準により、各学部及び教養部の教授会の意見を聴いて学長が定める。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲

第36条の2 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

第36条の3 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、この限りでない。

第36条の4 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第36条の5 各授業科目の評価は、A+、A、B、C、D、Fに分け、A+、A、B、Cを合格とし、D、Fを不合格とする。

2 学修の評価に関し必要な事項は別に定める。

3 学生は、学修の評価に対し不服があるときは、所定の手続により異議を申し立てることができる。

第36条の6 本学大学院に進学を志望する学生に対し、所属する学部の長が教育上有益と認めるときは、学生が進学する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業を履修することができる。

2 前項に定めるもののほか、本学大学院の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第37条 本学の教育上有益と認めるときは、本学に入学（編入学、転入学等を除く。）する前の大学（短期大学を含む。）において修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項及び第2項の規定する科目等履修生及び特別の課程（履修証明プログラム）履修生として修得した単位を含む。）は合計30単位を限度として、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、第3条に定める修業年限を短縮することとはできない。

2 前項に係る手続等については、各学部及び教養部において定める。

第38条 本学の教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したとみなすことのできる単位数は、前条第1項及び同条第4項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を限度とする。

- 3 第1項に係る手続等については、各学部及び教養部において定める。
- 4 第1項の規定は、第30条の2により学生が外国の大学等に留学する場合、休学留学の場合、外国の大学等が行なう通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び学生が外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合においても準用する。

第6章 卒業及び学位

第39条 卒業の認定は、第3条に定める年限を在学し、かつ、第6条第3項及び第4項に定める授業科目を、医学部医学科においては210単位以上、歯学部歯学科においては221単位以上、医学部保健衛生学科看護学専攻においては131単位以上、医学部保健衛生学科検査技術学専攻においては138単位以上、歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻においては129単位以上、歯学部口腔保健学科口腔保健工学専攻においては127単位以上を修得した者に対し、当該学部教授会の意見を聴いて学長が行う。

第40条 前条による卒業者には、次の区分により学士の学位を授与する。

学 部	学科・専攻	学 位
医 学 部	医学科	学士（医 学）
	保健衛生学科	
	看護学専攻	学士（看 護 学）
	検査技術学専攻	学士（保 健 学）
歯 学 部	歯学科	学士（歯 学）
	口腔保健学科	学士（口腔保健学）

第7章 検定料、入学料及び授業料

第41条 授業料、入学料及び検定料の額については、別に定める。

第42条 入学志願者は、出願と同時に検定料を納付しなければならない。

第43条 授業料の額は、別に定めるところによるものとし、年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。

前期 5月31日まで
後期 11月30日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

第44条 既納料金は、如何なる理由があっても返還しない。

- 2 第42条の規定に基づき徴収した検定料について、第1段階目の選抜で不合格となった者から返還の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。
- 3 前条第3項の規定に基づき授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、第1項の規定にかかわらず、納付した者の申出により当該授業料に相当する額を返還する。
- 4 前条第2項及び第3項の規定に基づき授業料を納付した者が、後期分授業料の徴収時期以前に休学又は退学した場合には、第1項の規定にかかわらず、後期分の授業料に相当する額を返還する。
- 5 学生又は学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が認めた場合には、授業料、入学料及び検定料について、第1項の規定にかかわらず、返還することができる。

第45条 本学に入学前1年以内において、入学する者の学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者及び当該者に準ずる者であって、学長が相当と認める事由がある者については、本人の申請により、入学料の全額又は半額を免除することがある。

- 2 本学に入学する者であって、経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、入学前1年以内において学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者及びその他やむを得ない事情があると認められる者については、本人の申請により、入学料の徴収猶予をすることがある。
- 3 入学料の免除の申請をした者で、免除を許可されなかつた者又は半額免除を許可された者のうち、前項該当する者は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請をすることがある。
- 4 前3項の取扱いについては、別に定める。

第46条 停学に処せられた者の授業料は徴収するものとする。

第47条 行方不明、その他やむを得ない事情がある者の授業料は、所定の手続により徴収を猶予することがある。

第48条 死亡又は行方不明、あるいは授業料の未納を理由として除籍を命ぜられた者の未納の授業料は全額を免除することがある。

第49条 授業料の納付期限以前に休学又は退学の許可を受けた者の授業料の全額又はその一部を免除することがある。

- 2 前項の取扱いについては別に定める。
- 3 各学期の途中で復学する者のその期の授業料は、復学当月から当該学期末までの月割計算により復学の際徴収する。

第50条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者及び学生又は学生の学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる者については、本人の申請により授業料の全額若しくはその一部を免除又は徴収猶予することがある。

- 2 前項の取扱いについては別に定める。

第51条 削除

第52条 削除

第8章 大学院

第53条 本学に、組織運営規程の定めるところにより、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第9章 外国人留学生

第54条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生については、別に定める。

第10章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び短期交流学生

第55条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項により入学した者には、第34条の規定を準用し、単位を与える。

3 その他科目等履修生については、別に定める。

第56条 特定の授業科目について聴講を志願する者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生については、別に定める。

第57条 他の大学の学部学生で、当該大学との協定に基づき、本学が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生については、別に定める。

第57条の2 本学以外の国内外の教育施設に学生として在学中である者で、本学の教員から特定の事項について、指導又は助言を受け本学で研究又は研修等を行うことを志願するものがあるときは、短期交流学生として受入を許可することがある。

2 短期交流学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 懲戒

第58条 学長は、学生が本学の諸規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、当該学部教授会の意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、これを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学、訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学内の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 寄 宿 舎

第59条 本学に寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する規定は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、歯学部口腔保健学科の平成16年度から平成18年度までの3年次編入学員及び収容定員は、次のとおりとする。

区 分 \ 年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
3年次編入学定員	—	—	10
収容定員	25	50	85

- 3 国立大学法人の成立前の東京医科歯科大学に平成16年3月31日に在学し、引き続き本学の在学者となった者（以下「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後在学者の属する学年に再入学、転入学び編入学する者の教育課程の履修については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則の施行前に廃止前の東京医科歯科大学学則（昭和27年学規第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この学則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年3月23日規程第2号）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成17年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月28日規程第1号）

- 1 この学則は平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日において現に本学に在学する者（以下在学者という。）及び平成18年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の第39条、別表（1）及び別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による

附 則（平成19年3月29日規程第3号）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日において現に本学に在学する者（平成18年度に入学した者を除く。以下「在学者」という。）及び平成19年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年1月16日規程第1号）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科の平成20年度から平成22年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科・専攻	収 容 定 員		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
医学部保健衛生学科			
看護学専攻	215	210	215
検査技術学専攻	135	130	135
歯学部口腔保健学科	118	116	118

附 則（平成20年3月26日規程第5号）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年4月1日において現に本学に在学する者（平成18年度に入学した者を除く。以下「在学者」という。）及び20年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（1）及び別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年1月8日規程第1号）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則改正前に、本学に4年以上在学し、引き続き大学院医歯学総合研究科博士課程に入学するため、平成21年4月1日より休学を願い出ている者については、改正後の東京医科歯科大学学則第25条の2の規程を適用する
- 3 この学則の施行の際限に本学に4年以上在学し、引き続き大学院医歯学総合研究科博士課程に入学するため、退学した者が再び入学を志願する場合の取扱いは、なお従前の例による。
- 4 平成21年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学する者については、改正後の別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月19日規程第3号）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の平成21年度から平成25年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科	収 容 定 員				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部医学科	480	490	500	510	520

- 3 平成21年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（1）及び別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成21年4月1日以降に歯学部口腔保健学科に3年次編入学する者については、改正後の別表（2）の規定を適用する。

附 則（平成21年12月18日規程第9号）

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規程第3号）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の平成22年度から平成26年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科	収 容 定 員				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学部医学科	500	520	540	560	580

- 3 平成22年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月4日規程第1号）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の平成23年度から平成27年度までの収容定員は、次のとおりとする。

区分	年度	収 容 定 員				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度

収容定員	525	550	575	600	615
------	-----	-----	-----	-----	-----

3 改正後の第4条の規定にかかわらず、歯学部歯学科の平成23年度から平成27年度までの収容定員は、次のとおりとする。

区分 \ 年度	収容定員				
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収容定員	358	346	334	322	320

4 改正後の第4条の規定にかかわらず、歯学部口腔保健学科の平成23年度から平成25年度までの収容定員は、次のとおりとする。

区分 \ 年度	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		平成23年度	平成24年度	平成25年度
口腔保健衛生学専攻	収容定員	115	110	105
口腔保健工学専攻	2年次編入定員		5	5
	収容定員	10	25	40

附 則（平成23年6月30日規程第6号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規程第3号）

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の平成24年度から平成27年度までの編入学定員等は、次のとおりとする。

区分 \ 年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
編入学定員	5（2年次編入） 5（3年次編入）	5（2年次編入）	5（2年次編入）	5（2年次編入）
収容定員	555	580	605	620

3 平成24年度においては、改正後の第14条の「2年次」は「3年次及び2年次」と読み替えるものとする。

附 則（平成24年9月28日規程第8号）

この学則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月12日規程第2号）

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の平成25年度から平成29年度までの収容定員は、次のとおりとする。

区分 \ 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
収容定員	581	607	623	629	630

附 則（平成27年3月30日規則第51号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規程第4号）

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月11日規程第7号）

この学則は、平成28年5月11日から施行し、平成28年5月1日から適用する。

附 則（平成28年12月12日規程第11号）

この学則は、平成28年12月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月31日規程第1号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月1日規程第1号）

この学則は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日規程第2号）

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の令和2年度から令和8年度までの入学定員等は、「地域の医師確保等の観点からの令和2年度医学部入学定員の増加について（令和元年9月2日付け元文科高第391号・医政医発0902第3号文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」に基づき、次のとおりとする。

年度 区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入学定員	100	100	85	85	85
編入学定員	5（2年次編入）	5（2年次編入）	5（2年次編入）	5（2年次編入）	5（2年次編入）
収容定員	630	629	613	597	581

年度 区分	令和7年度	令和8年度
入学定員	85	85
編入学定員	5（2年次編入）	5（2年次編入）
収容定員	565	550

附 則（令和2年11月10日規程第9号）

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定にかかわらず、歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻の令和3年度の収容定員は、次のとおりとする。

年度 区分	令和3年度
収容定員	94

附 則（令和3年3月24日規程第6号）

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和3年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月21日規程第10号）

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和4年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和4年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年1月17日規程第1号）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和4年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の令和4年度から令和9年度までの入学定員等は、「令和5年度の医学部臨時定員増について（令和4年8月5日付け事務連絡）」に基づき、次のとおりとする。

年度 区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
入学定員	100	85	85	85	85	85
編入学定員	5（2年次 編入）	5（2年次 編入）	5（2年次 編入）	5（2年次 編入）	5（2年次 編入）	5（2年次 編入）
収容定員	628	612	596	580	565	550

附 則（令和4年3月28日規程第6号）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年 月 日規程第 号）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の令和5年度から令和10年度までの入学定員等は、「地域の医師確保等の観点からの令和5年度医学部入学定員の増加について（令和4年8月10日付け4文科高第627号・医政発0810第4号文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」に基づき、次のとおりとする。

年度 区分	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和1 0年度
入学定員	101	85	85	85	85	85
編入学定 員	5（2年 次編入）	5（2年 次編入）	5（2年 次編入）	5（2年 次編入）	5（2 年次編 入）	5（2 年次編 入）
収容定員	628	612	596	581	566	551

学則の変更事項を記載した書類

学則変更の事由

「地域の医師確保等の観点からの令和５年度医学部入学定員の増加について（令和４年８月１０日付け４文科高第６２７号・医政発０８１０第４号文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」により、収容定員を変更するため。

学則の変更点

- ① 附則を、次のとおりとする。
 - １ この学則は、令和５年４月１日から施行する。
 - ２ 改正後の第４条の規定にかかわらず、医学部医学科の令和５年度から令和１０年度までの入学定員等は、「地域の医師確保等の観点からの令和５年度医学部入学定員の増加について（令和４年８月１０日付け４文科高第６２７号・医政発０８１０第４号文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」に基づき、次のとおりとする。

年度 区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
入学定員	１０１	８５	８５	８５	８５
編入学定員	５ （２年次編入）	５ （２年次編入）	５ （２年次編入）	５ （２年次編入）	５ （２年次編入）
収容定員	６２８	６１２	５９６	５８１	５６６

年度 区分	令和１０年度
入学定員	８５
編入学定員	５ （２年次編入）
収容定員	５５１

東京医科歯科大学学則 新旧対照表（案）

現 行	改 正 後																												
第 1 条～第 5 9 条（省略）	第 1 条～第 5 9 条（同左） 附 則（令和 4 年 月 日規程第 号） 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 2 改正後の第 4 条の規定にかかわらず、医学部医学科の令和 5 年度から令和 1 0 年度までの入学定員等は、「地域の医師確保等の観点からの令和 5 年度医学部入学定員の増加について（令和 4 年 8 月 1 0 日付け 4 文科高第 6 2 7 号・医政発 0 8 1 0 第 4 号文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」に基づき、次のとおりとする。 <table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 1 0 年度</th></tr><tr><td>入学定員</td><td>1 0 1</td><td>8 5</td><td>8 5</td><td>8 5</td><td>8 5</td><td>8 5</td></tr><tr><td>編入学定員</td><td>5（2 年次編 入）</td><td>5（2 年次編 入）</td><td>5（2 年次編 入）</td><td>5（2 年次編 入）</td><td>5（2 年次編 入）</td><td>5（2 年次編 入）</td></tr><tr><td>収容定員</td><td>6 2 8</td><td>6 1 2</td><td>5 9 6</td><td>5 8 1</td><td>5 6 6</td><td>5 5 1</td></tr></table>	年度 区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	入学定員	1 0 1	8 5	8 5	8 5	8 5	8 5	編入学定員	5（2 年次編 入）	5（2 年次編 入）	5（2 年次編 入）	5（2 年次編 入）	5（2 年次編 入）	5（2 年次編 入）	収容定員	6 2 8	6 1 2	5 9 6	5 8 1	5 6 6	5 5 1
年度 区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度																							
入学定員	1 0 1	8 5	8 5	8 5	8 5	8 5																							
編入学定員	5（2 年次編 入）	5（2 年次編 入）	5（2 年次編 入）	5（2 年次編 入）	5（2 年次編 入）	5（2 年次編 入）																							
収容定員	6 2 8	6 1 2	5 9 6	5 8 1	5 6 6	5 5 1																							

収容定員変更の趣旨等を記載した書類

a. 収容定員変更の内容

「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）等に基づく暫定的な医学部入学定員の増加の措置が令和 4 年度で終了することに伴い、令和 5 年度から東京医科歯科大学医学部医学科の入学定員を 105 名（編入学定員 5 名を含む）から、恒久入学定員の 90 名（編入学定員 5 名を含む）に戻す予定であったが、「地域の医師確保等の観点からの令和 5 年度医学部入学定員の増加について（令和 4 年 8 月 10 日付け 4 文科高第 627 号・医政発 0810 第 4 号文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」に基づき、令和 5 年度の東京医科歯科大学医学部医学科の入学定員を 90 名（編入学定員 5 名を含む）から 106 名（編入学定員 5 名を含む）に変更する。これに伴い、収容定員を下表のとおり変更する。

年度 区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
入学定員	101	85	85	85
編入学定員	5	5	5	5
収容定員	628	612	596	581

年度 区分	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
入学定員	85	85	85
編入学定員	5	5	5
収容定員	566	551	535

b. 収容定員変更の必要性

本学医学部においては、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）等に基づく暫定的な医学部入学定員の増加の措置として、平成 22 年度に 10 名（地域枠 4 名（茨城県 2 名及び長野県 2 名）、研究医枠 1 名、歯学部振替枠 5 名）、平成 23 年度に 5 名（歯学部振替枠 5 名）、平成 25 年度に 1

名（研究医枠 1 名）の合計 16 名の臨時定員増を行った。令和 2 年度に 1 名（研究医枠 1 名）が減員となったため、現在は合計 15 名の臨時定員増を行っている。これらの臨時定員増は、令和 4 年度で終了することになっていたが、暫定的な措置として、令和 5 年度についても、その必要性を慎重に精査しつつ、現状の医学部定員を概ね維持することになった。

また、「地域の医師確保等の観点からの令和 5 年度医学部入学定員の増加について（令和 4 年 8 月 10 日付け 4 文科高第 627 号・医政発 0810 第 4 号文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を踏まえ、本学医学部としては、引き続き、地域の医師確保等に貢献する必要があるとの観点から令和 5 年度については、合計 16 名（地域枠 15 名（茨城県 5 名、長野県 5 名、埼玉県 5 名）、研究医枠 1 名）の臨時定員増を申請するものである。

c. 収容定員変更に伴う教育課程等の変更内容

以下の体制が確立されていることから、今回の入学定員の増員にともなう教育課程、教育方法、履修指導方法及び教育組織の変更は行わない。

- ① 地域の医師確保のための取組として、平成 23 年度から茨城県及び長野県における地域特別枠推薦入試を実施しており、今回新たに加わった埼玉県についても同様とする予定（入学定員はそれぞれ 5 名）。また、同県と連携して、在学中から同県が行う地域医療に関する研修会や、同県の医療機関における実習、症例発表会等に参加するプログラムをカリキュラムの中に組み込んでいる。
- ② 本学の研究医養成のためのこれまでの取組には、平成 16 年度から設置している MD－PhD（医学研究者早期育成）コースがある。このコースは、早期に医学研究のトレーニングを行うことにより、医学部の教育・研究に従事するアカデミックドクター、優れた基礎医学者、また、医学研究の心得を持って臨床のトレーニングを受けることにより、リサーチマインドを持った優れた臨床医を養成することを目指しており、医学科第 4 学年あるいは第 5 学年修了後に医歯学総合研究科博士課程に入学し、大学院修了後に再び医学科に戻るシステムである。
- ③ 平成 23 年度から、医学科第 5 学年以上を対象とした研究者養成コースを設置している。このコースは、研究医となることを前提と

した学部・大学院一体型プログラムのコースであり、学部在籍中には配属先の医学科基礎系分野において研究を行い、大学院では原則3年で学位が取得できるよう教育研究指導を行うものである。コース在籍中は月10万円の奨学金を貸与し、コース修了者には学内の特任助教相当のポストを用意している。また、コース修了後も研究者として基礎医学研究を継続することを義務づけており、奨学金貸与年数と同年数以上の研究を行うことを、奨学金の返済免除の要件としている。

- ④ 平成24年度から、医学科自由科目として単位認定を行う「研究実践プログラム」を開設しており、早期から研究に触れる機会をもてるよう医学科第2学年以降を対象としている。このプログラムは配属先の医学科基礎系分野で授業時間外を利用して研究を実践するもので、低学年のうちには研究室の変更も可能として流動性を図っている。
- ⑤ 医学科専門科目であるプロジェクトセメスター（自由選択学習）は、主な講義・試験及び基礎実習を終えた医学科4年生が5ヶ月間、興味を持った分野について集中的に学ぶことにより、科学的視点を有する医師としての基盤を養成することを目的としており、学内の研究室や本学以外の大学・研究機関等のほか、国際交流協定校のインペリアルカレッジ（英国）、クリニカ・ラスコンデス（チリ）、ガーナ大学野口記念医学研究所（ガーナ）、チュラロンコン大学（タイ）等における海外研修の機会を与えている。なお、連携大学（日本医科大学）とは、プロジェクトセメスター及び研究実践プログラム等での連携教育を行う。

令和 5 年度
医学部入学定員増員計画

東医歯医学事第 5 号
令和 4 年 8 月 23 日

文部科学省高等教育局長 殿

東京医科歯科大学長
田 中 雄二郎

「地域の医師確保等の観点からの令和 5 年度医学部入学定員の増加について（令和 4 年 8 月 10 日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

< 連絡先 >

責任者連絡先	職名・氏名	医学部事務部事務長 片山 智弘
	TEL	03-5803-5096
	FAX	03-5803-0112
	E-mail	syomu1.adm@tmd.ac.jp

大学名	国公立
東京医科歯科大学	国立

1. 現在(令和4年度)の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
100	5	0	628

↑
(収容定員計算用)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
(ア)入学定員	101	101	101	100	100	100	603
(イ)2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	106	106	106	105	105	100	628

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和5年度の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
85	5	0	535

↑
(収容定員計算用)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計
(ア)入学定員	85	85	85	85	85	85	510
(イ)2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	90	90	90	90	90	85	535
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

3. 令和5年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
101	5	0	551

↑
(収容定員計算用)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計
(ア)入学定員	101	85	85	85	85	85	526
(イ)2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	106	90	90	90	90	85	551
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

増員希望人数 16

↑

(内訳)

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増(地域枠)	15
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増(研究医枠)	1
計	16

1. 地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数	15
--------	----

(1) 対象都道府県名及び増員希望人数

	都道府県名	増員希望人数
大学が所在する都道府県	東京都	
大学所在地以外の都道府県	茨城県	5
	埼玉県	5
	長野県	5
計		15

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(2) 修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	R3地域枠定員 (※1)	R3貸与者数 (※2)	R4地域枠定員 (※1)	R4貸与者数 (※2)	R3とR4の貸与 者数のうち多い 方の数
茨城県	2	2	2	1	2
長野県	2	2	2	2	2
					0
					0
					0
					0
計	4	4	4	3	4

(※1) 臨時定員分のみご記入ください。

(※2) 恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(3) 令和5年度地域の医師確保のための入学定員増について

1. 大学が講ずる措置
1－1. 地域枠学生の選抜

①令和3年度に実施した地域枠学生(令和4年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
				うち臨時定員分				
茨城県地域医療医師修学資金貸与制度 (茨城県地域特別枠推薦選抜)	(i)学校推薦型選抜	別枠(先行型)	2	2	調査書等の内容と大学入学共通テストの成績により第1段階選抜(募集人員の約4倍)を行う。その合格者について更に面接試験を実施し、各々総合判定により入学者を選抜する。	令和4年度大学入学共通テストにおいて大学が指定した教科・科目を受験した者で、次の①～④の条件を全て満たす者 ①茨城県内の高等学校(中等教育学校、特別支援学校の高等部を含む。)を令和3年3月卒業あるいは令和4年3月卒業見込みの者、又は保護者が茨城県に居住している者(※)で茨城県外の高等学校(中等教育学校、特別支援学校の高等部を含む。)を令和3年3月卒業あるいは令和4年3月卒業見込みの者 ※詳細については茨城県地域医療支援センターホームページを確認すること。 ②将来、茨城県の地域医療に貢献する熱意と能力を有する者で、学校長が責任を持って推薦できる者 ③学習成績概評がA段階の者 ④茨城県が実施する「 <u>令和4年度茨城県地域医療医師修学資金貸与制度</u> 」に応募している者	H23	
長野県医学生修学資金貸与制度(長野県地域特別枠推薦選抜)	(i)学校推薦型選抜	別枠(先行型)	2	2	調査書等の内容と大学入学共通テストの成績により第1段階選抜(募集人員の約4倍)を行う。その合格者について更に面接試験を実施し、各々総合判定により入学者を選抜する。	令和4年度大学入学共通テストにおいて大学が指定した教科・科目を受験した者で、次の①～④の条件を全て満たす者 ①高等学校(中等教育学校、特別支援学校の高等部を含む。)を令和4年3月に卒業見込みの者または卒業後2年以内の者 ②将来、長野県の地域医療に貢献する熱意と能力を有する者で、学校長が責任を持って推薦できる者 ③学習成績概評がA段階の者 ④長野県が実施する「 <u>令和4年度長野県医学生修学資金貸与制度</u> 」に応募することを確約し、本学出願期間前に長野県による面接等を受け、合格した者	H23	
合計			4	4				

(※1) 貴大学において作成した学生募集要項に記載の内容をご記入ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②令和4年度に実施する地域枠学生(令和5年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行っている場合には、それぞれご記入ください。
また、参考としてPRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
				うち臨時定員分				
茨城県地域医療 医師修学資金貸 与制度(茨城県 地域特別枠推薦 選抜)	(i)学校推薦型 選抜	別枠(先行型)	5	5	出願書類の評価、小論文試験、面接 試験の成績を総合して判定する。な お、志願者数が募集人員を大幅に上 回る場合(募集人員の約2倍)には、 出願書類により第1段階選抜を実施 する。 合格者は条件付合格として発表し、 大学入学共通テストの成績(「本学が 指定する教科・科目」の得点の総合 計が原則8割以上)を確認後、最終合 格とする。	茨城県内対象の出願者は次のア及びウ～オ の条件を全て満たす者、全国対象の出願者 は次のイ～オの条件を全て満たす者 ア 茨城県内の高等学校(中等教育学校、特 別支援学校の高等部を含む。)を令和4年3月 卒業あるいは令和5年3月卒業見込みの者、 又は保護者が茨城県に居住している者で茨 城県外の高等学校(中等教育学校、特別支 援学校の高等部を含む。)を令和4年3月卒業 あるいは令和5年3月卒業見込みの者 ※詳細については茨城県地域医療支援セン ターホームページを確認すること。 イ 高等学校(中等教育学校、特別支援学校 の高等部を含む。)を令和4年3月卒業ある いは令和5年3月卒業見込みの者 ウ 将来、茨城県の地域医療に貢献する熱 意と能力を有する者で、学校長が責任を持っ て推薦できる者 エ 学習成績概評がA段階の者 オ 茨城県が実施する『令和5年度(2023年 度)茨城県地域医療医師修学資金貸与制度』 に応募している者 ※茨城県内対象の出願者は、全国対象と併 願として取扱う。茨城県内対象の合格水準に	H23	
長野県医学生修 学資金貸与制度 (長野県地域特 別枠推薦選抜)	(i)学校推薦型 選抜	別枠(先行型)	5	5	出願書類の評価、小論文試験、面接 試験の成績を総合して判定する。な お、志願者数が募集人員を大幅に上 回る場合(募集人員の約2倍)には、 出願書類により第1段階選抜を実施 する。 合格者は条件付合格として発表し、 大学入学共通テストの成績(「本学が 指定する教科・科目」の得点の総合 計が原則8割以上)を確認後、最終合 格とする。	次のア～エの条件を全て満たす者 ア 高等学校(中等教育学校、特別支援学校 の高等部を含む。)を令和5年3月に卒業見込 みの 者または卒業後2年以内の者 イ 将来、長野県の地域医療に貢献する熱意 と能力を有する者で、学校長が責任を持って 推薦 できる者 ウ 学習成績概評がA段階の者 エ 長野県が実施する『令和5年度長野県医学 生修学資金貸与制度』に応募することを確約 し、 長野県が事前面接により意思確認を行った 者 ※県の事前面接を受けることで出願できる	H23	
埼玉県指定大学 奨学金(地域枠 医学生奨学金) 制度(埼玉県地 域特別枠推薦選 抜)	(i)学校推薦型 選抜	別枠(先行型)	5	5	出願書類の評価、小論文試験、面接 試験の成績を総合して判定する。な お、志願者数が募集人員を大幅に上 回る場合(募集人員の約2倍)には、 出願書類により第1段階選抜を実施 する。 合格者は条件付合格として発表し、 大学入学共通テストの成績(「本学が 指定する教科・科目」の得点の総合 計が原則8割以上)を確認後、最終合 格とする。	次のア～エの条件を全て満たす者 ア 高等学校(中等教育学校、特別支援学校 の高等部を含む。)を令和5年3月に卒業見込 みの 者または卒業後1年以内の者 イ 将来、埼玉県の地域医療に貢献する熱意 と能力を有する者で、学校長が責任を持って 推薦できる者 ウ 学習成績概評がA段階の者 エ 試験に合格後、埼玉県が実施する『令和5 年度(2023年度)埼玉県指定大学奨学金(地 域枠医学生奨学金)制度』に応募することを 確約する者	R4	
合計			15	15				

(※1) 貴大学において、PRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)に記載の内容(貴大学において作成予定の学生募集要項に記載予定の内容)をご記入ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

1－2. 教育内容

①地域枠学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要(令和5年度)について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

1～6年次を通して、地域枠学生向け必修科目「地域医療学習プログラム」を開講し、茨城県・長野県が主催するセミナーや将来勤務することとなる医療機関等を見学し、地域医療の実情について理解を深めている。 また、5・6年次には全医学科学生必修科目「臨床実習Ⅰ」、「臨床実習Ⅱ」において、地域枠学生の希望に基づき、医師不足地域の医療機関での2週間の実習を実施している	(参考:記入例) 1～2年次には、「○○」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。 またキャリア支援として□□を実施している。令和4年度からは、■■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。
--	--

②(過去に地域枠を設定したことがある場合)これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成23年度から地域枠による増員を開始し、令和4年度までに47名の地域枠学生を確保し、そのうち21名が現在、地域医療に貢献している。	(参考:記入例) 平成○年度から地域枠による増員を開始し、□□、■■などの取組を行ってきた。令和4年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。
--	--

③上記①の教育内容(正規科目)について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 (※1)	必修／選択の別		講義／実習の別	単位数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
1～6年次	地域医療学習プログラム	地域枠学生	必修	選択	実習	1	H23
5年次	臨床実習Ⅰ	全員	必修	必修	実習	34.5	H23
6年次	臨床実習Ⅱ	全員	必修	必修	実習	15	H23

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。(地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。)
※空欄がある場合は、何も記入せずそのままにご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 (※1)	都道府県との連携	期間 (例:○週間)	プログラムの概要(1～2行程度)	開始年度

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。(令和4年度以前から継続する取組を含む)(1～2行程度)

取組の名称	取組の概要(1～2行程度)	開始年度

※空欄がある場合は、何も記入せずそのままご提出ください。

2. 都道府県等との連携

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)第4条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。
なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定 主体	貸与人数	貸与対象	貸与額（例：200,000）		返還免除要件	選抜方法		診療科の限定 の有無	（診療科の限定がある場合） その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の有無（※1）			
茨城県	5	新入生	200,000	14,400,000	大学卒業後、茨城県知事の定める医療機関で貸与期間の1.5倍に相当する期間勤務(臨床研修期間を含む)した場合に、返還を免除する。	④その他(備考欄に記入)	×	×		大学における選抜前に、県において、地域枠制度の理解徹底を目的とした「eラーニング」を全出願者に対して実施
埼玉県	5	新入生	150,000	10,800,000	医師国家試験に合格し、貸与期間の1.5倍の期間(6年間貸与を受けた場合は、6年間×1.5＝9年間)、特定地域の公的医療機関(特定地域の公的医療機関以外の埼玉県内の臨床研修病院で臨床研修を受講する場合を含む。)又は特定診療科等に医師として勤務した場合	③地域枠入学者であれば別途選抜を実施せず貸与	×	○	埼玉県内の病院の産科、小児科、救命救急センター	特定地域の公的医療機関の場合は、診療科の制限なし
長野県	5	新入生	200,000	14,400,000	大学卒業後、長野県知事が指定する医療機関における業務に、貸与期間の1.5倍に相当する期間(臨床研修期間を	①大学における選抜前に都道府県において面接等を実施	×	○	原則として「総合診療」、「一般内科」、「一般外科」及び「救急科」とす	総合診療、一般内科、一般外科、救急科以外の診療科でも病院のニーズがあれば他の診療科でも勤務可

(※1)○の場合は、備考欄に詳細をご記入ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。(例：在学中の学生に対する都道府県と連携した相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援)(1～2行程度)

取組の名称	取組の概要(1～2行程度)	開始年度
キャリア形成支援、個別面談の実	茨城県地域医療支援センターキャリアコーディネーター等による在	H24
地域枠等委員会の設置	地域枠に関する事項についての協議・情報交換	H24

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

3. その他

1～2に記入したもの以外で、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。(1～3行程度)
特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組み予定がありましたら、ご記入ください。

2. 研究医養成のための入学定員増について

増員希望人数

(1) 令和5年度研究医養成のための入学定員増について
大学が講ずる措置

※令和4年度までの取組を継続して行う場合には、必要に応じて見直しを行ったうえで、当該取組も記載すること。

1. コンソーシアムの形成

①以下をご記入ください。複数のコンソーシアムを形成している場合には、コンソーシアムごとにご記入ください。

	連携大学	取組の概要(1～3行程度)	(連携先大学が研究医枠による増員を行っている場合) 連携大学との役割分担(※1)	開始年度
No.1	日本医科大学	研究者養成コースにおける大学院の所属研究室として、日本医科大学大学院医学研究科基礎系に所属することも可能としている。		H22
No.2				
No.3				

(※1)過去に研究医枠により入学定員増を実施したことがない大学のみご記入ください。過去に研究医枠による増員を行った大学については、当該欄は記入不要です。

2. 特別コース(※)の設定

(※)「特別コース」とは、学部・大学院教育を一貫して見通した研究医養成のための重点的プログラムを指します。

①特別コースの概要について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。その際、平成22年度～令和4年度に実施した取組で継続して行うもののほか、令和5年度に新たに行おうとする取組についてもお記入ください。

(選抜の時期、授業内容、特別コースに入ることにより大学院進学が促進される仕組み(MD-PhD、単位の先行履修、論文認定、キャリア支援の取組など)

研究者養成コースは5年次以上を対象としたもので、研究医となることを前提とした学部・大学院一体型プログラムである。学部・大学院在籍中は全員に大学負担の奨学金が貸与され、コース修了者は学内の特任助教ポストを利用することができる。本学大学院医歯学総合研究科にすでに設置されている「MD-PhDコース」も含めこれらを選択・組み合わせることによって、多様な研究医養成を目指す。	(参考:記入例) MD-PhDコースや▲年次での大学院進学を促すとともに、○年次に選抜を行い、「○○」という科目等を開講して～～を学んでいる。学部・大学院での一貫した研究を促すため、△△、□□を行っている。またキャリア支援として、～～を実施している。令和4年度からは、■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。
---	--

②研究医養成のための一貫した特別コースについて、以下をご記入ください。併せて、概要がわかる資料をご提出ください。

選抜の時期 (※1)		コースの名称	年次	募集定員 (※2)	大学院への進学時期 (※3)	開始年度	備考
	選抜入試						
○	特定の学年次に希望者を募集	研究者養成コース	5・6年次	4	5・6年次(MD-PhD)／卒後直後に進学／卒後、臨床研修後に進学	H22	
	その他(備考欄に詳細を記入)						

(※1)複数段階に分けて選抜を行っている場合には、該当する全てに○をご記入ください。

(※2)最低人数を定めている場合には、「○名以上」という形でご記入ください。

(※3)特別コースの学生の大学院進学時期について全てご記載ください。(例:5年次(MD-PhD)／卒後直後に進学／卒後、臨床研修後に進学／卒後、臨床研修と並行して進学)

③研究医養成のための選抜入試について、以下をご記入ください。

研究医養成のために特別な入試を実施しているか。	×
-------------------------	---

(「○」を選択した場合)以下をご記入するとともに、募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	募集人数		選抜方法(※1)	開始年度	備考
			うち臨時定員分			
合計		0	0			

(※1)貴大学において、PRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)に記載の内容(貴大学において作成予定の学生募集要項に記載予定の内容)をご記入ください。

※複数種類の選抜を行っている場合には、それぞれご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

④研究医養成のための教育内容(正規科目)について、以下をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 (※1)	必修／選択の別		講義／実 習の別	単位数	開始年度
			研究医コース 学生	その他の 学生			
2年次	研究実践プログラムⅠ	全員	選択	選択	実習	2	H23
3年次	研究実践プログラムⅡ	全員	選択	選択	実習	2	H23
4年次	研究実践プログラムⅢ	全員	選択	選択	実習	2	H23
5年次	研究実践プログラムⅣ	全員	選択	選択	実習	2	H23
6年次	研究実践プログラムⅤ	全員	選択	選択	実習	2	H23

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「研究医コース学生」「全員」のうちから選択ください。(研究医コース学生の希望者のみの場合は、対象者を「研究医コース学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。)

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

⑤大学の正規科目以外で、研究医養成プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 (※1)	期間 (例：○週間)	プログラムの概要(1～2行程度)	開始年度

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「研究医コース学生」「全員」のうちから選択ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

⑥特別コースに関する取組のうち、以下の項目に関連するものについてご記入ください。なお、必要に応じて内容がわかる資料をご提出ください。
 (項目: 専用の入試枠の設定による選抜の実施、学生が研究活動を実施するために必要となる研究費の予算措置、学生の学会発表、論文発表の機会の設定及び指導体制の構築、臨床研修により研究活動が中断されることのないようにするための配慮、研究医となった際の常勤ポストの確保、海外での研修の機会(1か月以上))

(項目)	概要(1～2行程度)	開始年度
専用の入試枠の設定による選抜の実施	研究者養成コース学生を対象に、面接試験、出願書類等により選抜する。	H24
学生が研究活動を実施するために必要となる研究費の予算措置	研究者養成コース学生を受け入れた分野に対し、正規の大学院博士課程学生経費として、1人当たり111,000円の教育研究経費を配分している。	H22
学生の学会発表、論文発表の機会の設定及び指導体制の構築	正規の大学院博士課程学生として教育研究分野に所属し、各分野においては分野長である教授を中心に研究指導を行う。	H22
臨床研修により研究活動が中断されることのないようにするための配慮	基礎研究医プログラムによる臨床研修と研究活動の両立の機会提供とともに、臨床研修終了後直ちに大学院に進学した場合も、学部卒から直ちに大学院に進学するものとみなし、奨学金、常勤ポスト確保の対象者としている。	H22
研究医となった際の常勤ポストの確保	コース終了後に本学医学部医学科に属する分野において研究を継続する場合は、最長3年間の特任助教のポストを用意している。	H22
海外での研修の機会(1か月以上)	所属する分野により、研究活動の一環として、海外での学会発表、研修を行う機会がある。	H22

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

⑦上記②～⑥以外に、研究医養成の特別コースに関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。
 (令和4年度以前から継続する取組を含む)(1～2行程度)

取組の名称	取組の概要(1～2行程度)	開始年度

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

⑧特別コースの履修者の確保状況について、以下をご記入ください。

	R2	R3	R4	直近3年間の平均
人数(名)	1	3	4	2.666666667

※当該年度の新規履修者のみを計上してください。

3. 奨学金の設定

① 卒後一定期間の研究医としての従事を要件とする奨学金の設定について、以下をご記入ください。
複数の奨学金を設定している場合には、それぞれについてご記入ください。

	名称	設定主体 (例: 大学、 〇〇財団)	給付／貸与 の別	支給対象	募集人数	選抜の有無	支給期間 (例: 大学院1～3年次(3年 間))
No.1	研究者養成 コース進学学 生対象奨学金	東京医科歯 科大学	貸与	特別コース生のみ	4	無	学部5～6年次・大学院1～ 3年次(最大5年間)
No.2							
No.3							

(続き)

	支給額 (例: 200,000)		返還免除要件	開始年度	備考
	月額	総支給額			
No.1	100,000	6,000,000	奨学金貸与終了後、直ちに貸与期間と同等以上の期間、医学研究者として専任又は専従する職務に就いた場合は、貸与した奨学金の全額を免除する。	H23	
No.2					
No.3					

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

(2)研究医養成拠点として相応しい実績

①－1. 継続的に大学院生を輩出してきた客観的な実績について、以下をご記入ください。

(入学年度)	R2	R3	R4	直近3年間の平均
基礎・社会系大学院進学者数【A】	46	22	31	33
臨床系大学院進学者数【B】	99	100	102	100.33333333

(博士課程修了年度)	R1	R2	R3	直近3年間の平均
【A】の修了者数【C】	10	25	22	19
【B】のうち、基礎・社会学系の論文(又は共著論文)を執筆した修了者数【D】	42	36	73	50.33333333
合計	52	61	95	69.33333333

①－2. その他、継続的に大学院生を輩出してきた客観的な実績があれば、簡潔にご記入ください。(1～3行程度)

②－1. 継続的に研究医を輩出してきた客観的な実績について、以下をご記入ください。

(博士課程修了年度)	R1	R2	R3	直近3年間の平均
【C】【D】のうち、基礎・社会学研究分野の就職者数	10	24	19	17.66666667
【C】【D】のうち、臨床系に就職したが基礎・社会学研究に従事する者等の数(※1)	0	0	0	0
合計	10	24	19	17.66666667

(※1) 一度臨床系(基礎系以外)に進んだものの実態としては研究に従事している又は従事する見込みがある者の数。
(例：臨床医として働きながら研究活動を行っている者、常勤ポストではないが大学の身分を有し研究活動を行っている者、現在臨床医として勤務しているが将来的に研究に従事する意思を大学が確認している者)

②－2. その他、継続的に研究医を輩出してきた客観的な実績があれば、簡潔にご記入ください。(1～3行程度)

③大学教育改革の支援に関する補助事業の採択実績等
※必要に応じて内容がわかる資料をご提出ください。

採択事業名	採択年度 (○年度～ ○年度)	概要(1～3行程度)
ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業	2021年度～	DXを活用した新しい教育方法を先駆的に開発・導入し、実技指導における正確性・効率性の問題を打破し、従来を超える高レベルの臨床技能教育およびその効率化を図り、卒業時臨床技能レベルを向上させることにより、Clinician Scientist(CS)養成を目指す。

④他大学と比較した際に研究医養成拠点として相応しいと考えられる客観的な実績(科学研究費採択率等)
※必要に応じて内容がわかる資料をご提出ください。

概要(1～3行程度)
科学研究費助成事業(令和3年度)において、東京医科歯科大学の採択件数(継続+新規)は、全機関で19位と上位に位置している。

(3)過去に研究医枠による入学定員増を実施した場合の令和4年度における状況

①過去に入学定員増を実施した際に計画していた研究医養成に関する取組について、その有効性が高いことを確認している旨を、確認方法等とともにご記入ください。
(例:第三者による評価、学内委員会による評価)

令和3年度中に日本医学教育評価機構による第三者評価を受審した。基礎研究者養成への有効性について評価結果を受ける予定である。

大学別医学部入学定員一覧

大 学 名	属性 (国公私)	R4年度定員	本増員計画による 入学定員増を行わ ない場合の令和5 年度の入学定員	R5年度 増員数	R5年度 定員 (計画)
東京医科歯科大	国立	100	85	16	101

大学名	令和4年度 定員	本増員計画による 入学定員増を行わ ない場合の令和5 年度の入学定員	令和5年度増員計画				令和5年度 定員 (計画)	令和5年度増員計画
								教育内容の概要
東京医科歯科大学	100	85		増員数	都道府県ごとの内訳			
			地域枠	15	東京都	0	101	1～6年次を通して、地域枠学生向け必修科目「地域医療学習プログラム」を開講し、茨城県・長野県が主催するセミナーや将来勤務することとなる医療機関等を見学し、地域医療の実情について理解を深めている。 また、5・6年次には全医学科学生必修科目「臨床実習Ⅰ」、「臨床実習Ⅱ」において、地域枠学生の希望に基づき、医師不足地域の医療機関での2週間の実習を実施している。
					茨城県	5		
					埼玉県	5		
					長野県	5		
					0	0		
				0	0			
			研究医枠	1				研究者養成コースは5年次以上を対象としたもので、研究医となることを前提とした学部・大学院一体型プログラムである。学部・大学院在籍中は全員に大学負担の奨学金が貸与され、コース修了者は学内の特任助教ポストを利用することができる。本学大学院医歯学総合研究科にすでに設置されている「MD－PhDコース」も含めこれらを選択・組み合わせることによって、多様な研究医養成を目指す。 更に令和4年度より基礎研究医プログラムが開始され、臨床研修と基礎研究を両立できる機会が提供され、最大2名が同プログラムに参加することとなっている。

令和4（2022）年度

TMDU

TOKYO MEDICAL AND DENTAL UNIVERSITY

地域特別枠推薦選抜 学生募集要項

【重要】

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、本募集要項に記載されている内容を変更して実施することがあります。また、地域特別枠推薦選抜は増員認可申請中のため、入試内容は予定であり、変更が生じる場合があります。変更することを決定した場合は、直ちに本学Webページでお知らせします。<https://www.tmd.ac.jp/admissions/faculty2/system/>



国立大学法人

東京医科歯科大学

TOKYO MEDICAL AND DENTAL UNIVERSITY

新型コロナウイルス感染症対策に伴う 本学入学者選抜の対応について

本年度、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、多くの各種スポーツ・文化関係の行事、大会、資格・検定試験等が中止・延期または規模縮小等となっています。そのため、それらに参加できず、結果を活動報告や調査書等に記載できない場合は、志願者の成果獲得に向けた努力のプロセスやそれらに代わる目標に向けた努力等を記載するようにしてください。

なお、高等学校等における部活動等の諸活動の実績や資格検定試験等の成果を評価する際には、中止・延期等となった大会や資格・検定試験等に参加できず、結果を記載できないことをもって入学志願者が不利益を被ることがないように配慮します。また、高等学校等の臨時休業の実施の結果、出席日数や特別活動の記録や指導上参考となる諸事項の記載が少ないことをもって、入学志願者が不利益を被ることがないように配慮します。

＜目 次＞

東京医科歯科大学の理念とアドミッション・ポリシー	1
募集要項	
1. 地域特別枠推薦選抜（医学部医学科）の実施及び茨城県地域医療医師修学資金貸与制度・長野県医学生修学資金貸与制度の概要	4
2. 入学年次	4
3. 入学時期	4
4. 募集人員	4
5. 出願要件	4
6. 推薦人員及び推薦要件等	5
7. 入学者選抜方法等	6
8. 出願期間及び出願方法	6
9. 障害のある志願者の事前相談（受験上の配慮）	9
10. 面接試験の日程及び会場	9
11. 合格発表	9
12. 入学手続	10
13. 合格者に関する留意事項	10
14. 不合格となった場合の取扱い	11
15. 募集要項に関する問い合わせ	11
16. 個人情報の取扱い	11
入学料及び授業料の免除並びに徴収猶予について	12
東京医科歯科大学生活協同組合の資料請求	13
東京医科歯科大学位置図	14

入学者選抜日程

1. 出願期間 2022年1月27日（木）～2月3日（木）17時必着
※2021年12月1日（水）より入学検定料の振込可
2. 面接試験 2022年2月11日（金・祝）
3. 合格発表 2022年2月15日（火）13時
4. 入学手続 2022年2月15日（火）～2月18日（金）

※本学が実施する「地域特別枠推薦選抜（医学部医学科）」に出願する場合は、令和4年度大学入学共通テストにおいて本学が指定した教科・科目（6ページ参照）を受験する必要があるので留意すること。

東京医科歯科大学の理念とアドミッション・ポリシー

【基本理念】

「知と癒しの匠を創造し、人々の幸福に貢献する」

学問と教育の聖地、湯島・昌平坂に建つ本学は、医療系総合大学として「知と癒しの匠」を創造し、東京のこの地から世界へと翼を広げ、人々の健康と社会の福祉に貢献します。

・教育について

幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観、自ら考え解決する創造性と開拓力、国際性と指導力を備えた人材を育成します。

・研究について

さまざまな学問領域の英知を結集して、時代に先駆ける研究を推し進め、その成果を広く社会に還元します。

・医療について

心と身体を癒す質の高い医療を、地域に提供するとともに、国内さらに世界へと広めていきます。

この理念に基づき、本学の全構成員がそれぞれの役割を自覚し、自らの使命を果たします。

【教育理念】

1. 幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養を目指す

病める人と向き合う医療人は、患者の痛みが分かり、そして患者を取り巻く様々な状況をも理解しなければなりません。それには豊かな教養と人間への深い洞察力、高い倫理観と説明能力を備えなければなりません。

2. 自己問題提起、自己問題解決型の創造力豊かな人間を養成する

学業あるいは研究に当たっては、何事も鵜呑みにすることなく、疑問を投げかけ、種々の情報を収集、解析し、自ら解決する能力が求められます。そうしてはじめて、独創的な研究を推進できる人材が育まれます。

3. 国際感覚と国際競争力に優れる人材を養成する

研究成果が即座に世界に伝播する現代において、医療の分野でもその情報と時間の共有化が益々進んでいます。このような状況の中で、立ち遅れない、むしろ最先端に行く人材の養成に努めます。そのために海外教育研究拠点、海外国際交流協定校への派遣を積極的に推進します。

【アドミッション・ポリシー】

《求める学生像》

東京医科歯科大学は、本学の基本理念に共感し、本学で学ぶという強い意志をもった多様な人材を国内各地のみならず世界各国から受け入れたいと考えています。

本学の使命は、研究者・医療人のリーダーを育て、広く社会・人類に貢献する人材を育成することです。それを実現するためには、幅広い教養と知識や、医療・生命科学への旺盛な好奇心のもと、問題を発見し、解決していく能力が必要となります。

また、本学に入学し培われた経験は、日本国内のみならず、世界に発信していかなければなりません。そのためには、国内外に幅広く目を向け、医療・社会に貢献・還元するという使命感を在学中から意識し、卒業後に実践していく能力が必要です。

このように、本学で学ぶために必要な基礎学力と、それをさらに発展させる力、自ら考え学習する能力と、それを生涯にわたって継続する力と意志、年齢相応の成熟度を備え、社会に貢献するために必要な倫理観およびこれから伸びる力を有している人材を求めます。

《入学試験の基本方針》

本学の入学試験では、学力検査などにより、高等学校において修得すべき知識・技能と、それらを基にした応用力・展開力を評価します。

面接および提出書類により、医療に従事する者としての資質および適性、医療・生命科学領域に対する強い関心をもち、それらの将来的な課題に対し、自ら考え解決しようとする力およびこれまでの主体性をもった取り組み（高等学校等在籍時の自己の活動、国際感覚に優れる活動など）を評価します。

医学部医学科

【教育理念】

疾患の治療と予防及び健康の保持・増進を研究し、その成果を広く医療・福祉に応用する医学の発展を担う指導者を育成します。

【教育目標】

1. 幅広い教養と豊かな感性を備え、広い視野と高い倫理観をもつ人間性を培う。
2. 自ら問題を提起して解決し、医学のフロンティアを切り開く創造能力を修得する。
3. 世界的規模で働く国際人としての意識を持ち、世界に貢献できる医師・医学研究者を養成する。

【アドミッション・ポリシー】

《求める学生像》

1. 医学・医療に深い関心をもち、生涯にわたり学習し、知識と技能を向上させる意志を有している。
2. 卓越した知的能力、科学的思考能力とそれを発展させる潜在力を有している。
3. 優秀な能力を他者・社会のために活用する利他・奉仕の心を有している。
4. 他者への思いやりや協調性があり、国内外の多種多様な状況を理解して分析し、未来を想像する力を備えている。
5. コミュニケーション能力とそのための語学的素養を有している。
6. 卒後は当該地域で臨床医学の発展に貢献するという決意を有している。

《入学試験の基本方針》

学力検査以外の評価方針を記載します。

面接および提出書類により、当該地域の医療に貢献する熱意、能力を高く評価します。

《入学までに心がけて欲しいこと》

高等学校で学習する全ての教科が医学科教育の土台となります。各教科において基礎学力を幅広く身につけておくことが必要です。本学入学前に身につけておく基本要件は、高等学校での履修教科・科目の基本からの理解です。理数系科目においては、常になぜそうなるかを考えながら、より高い学力を獲得するよう心がける必要があります。また医学の基盤となる生物学についての理解を深め、普段から医学・医療に関する知識を得るよう努力してください。医学科教育においては、社会的一般常識、読解力、作文能力、コミュニケーション能力も重要です。多様な背景をもつ人たちとやりとりできるようなレベルを目指して社会的視野の涵養に努め、また日本語・英語能力の向上に努めてください。

教養部（千葉縣市川市国府台）

【教育理念】

世界に通用する医療人の基盤となる、さまざまな文化や多様な世界を理解できる教養と、他者を理解するための人間としての力を兼ね備えた人材を育成します。

【教育目標】

教育理念の実現のために、教養教育と専門教育を学ぶための基礎教育を並行して行い、以下の4つの力を学生に獲得させる。

1. 市民社会の一員として、自己と他者を理解するための幅広い教養と感性
2. 科学的に考え、理解し、自ら問題を見つけ継続して学ぶ力
3. 国際的な医療人として活躍するために必要なコミュニケーションの能力
4. 専門教育に必要な基礎学力や思考力、技術

募 集 要 項

1. 地域特別枠推薦選抜（医学部医学科）の実施及び茨城県地域医療医師修学資金貸与制度・長野県医学生修学資金貸与制度の概要

(1) 実施目的

国の「経済財政改革の基本方針 2009」を踏まえた医学部入学定員増に伴い茨城県及び長野県と連携し、将来茨城県あるいは長野県内の地域医療を担う人材を育成することを目的として実施する。

(2) 修学資金の概要

【茨城県】

将来、茨城県知事が定める医療機関において、医師の業務に従事しようとする意思のもと、大学の医学を履修する課程に設置された茨城県地域枠入学者として入学する者に対して貸与するので、大学卒業後、茨城県知事の定める医療機関で貸与期間の 1.5 倍に相当する期間勤務（臨床研修期間を含む）した場合に、返還を免除する。

貸与月額 200,000 円

【長野県】

将来、医師として長野県内の公立・公的病院等に従事する意欲のある医学生を対象とする。長野県知事が指定する医療機関における業務に、貸与期間の 1.5 倍に相当する期間（臨床研修期間を含む）従事した場合、全額返還を免除する。

貸与月額 200,000 円

2. 入学年次 第1学年

3. 入学時期 2022 年 4 月

4. 募集人員

【茨城県】2 名以内

【長野県】2 名以内

※本選抜と特別選抜Ⅰ（学校推薦型選抜）との併願はできないので注意すること。

5. 出願要件

【茨城県】

令和 4 年度大学入学共通テストにおいて本学が指定した教科・科目（6 ページ参照）を受験した者で、次のア～エの条件を全て満たし、かつ 6 の(2)の推薦要件を全て満たす者とする。

ア 茨城県内の高等学校（中等教育学校、特別支援学校の高等部を含む。）を 2021 年 3 月卒業あるいは 2022 年 3 月卒業見込みの者、又は保護者が茨城県に居住している者で茨城県外の高等学校（中等教育学校、特別支援学校の高等部を含む。）を 2021 年 3 月卒業あるいは 2022 年 3 月卒業見込みの者

※詳細については茨城県地域医療支援センターホームページを確認してください。

イ 将来、茨城県の地域医療に貢献する熱意と能力を有する者で、学校長が責任を持って推薦できる者

ウ 学習成績概評が A 段階の者

エ 茨城県が実施する『令和 4 年度(2022 年度)茨城県地域医療医師修学資金貸与制度』に応募

している者。

※詳細は以下に照会すること。

茨城県保健福祉部医療局医療人材課医師確保グループ
TEL : 029-301-3191
FAX : 029-301-3194
E-mail : i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp

※茨城県枠で選抜された学生については卒業後に茨城県が策定したキャリア形成プログラムの対象となる。

詳しくは以下を参照すること。

<https://ibaraki-dl.jp/shuugakukin-chiikiwaku/>

【長野県】

令和4年度大学入学共通テストにおいて本学が指定した教科・科目（6ページ参照）を受験した者で、次のア～エの条件を全て満たし、かつ6の(2)の推薦要件をすべて満たす者とする。

ア 高等学校（中等教育学校、特別支援学校の高等部を含む。）を2022年3月に卒業見込みの者または卒業後2年以内の者

イ 将来、長野県の地域医療に貢献する熱意と能力を有する者で、学校長が責任を持って推薦できる者

ウ 学習成績概評がA段階の者

エ 長野県が実施する『令和4年度長野県医学生修学資金貸与制度』に応募することを確認し、本学出願期間前に長野県による面接等を受け、合格した者

※詳細は以下に照会すること

長野県健康福祉部医師・看護人材確保対策課
TEL : 026-235-7144（直通）
FAX : 026-235-7377
E-mail : doctor@pref.nagano.lg.jp

6. 推薦人員及び推薦要件等

(1) 推薦人員

【茨城県】1校につき2名以内とする。

【長野県】1校につき2名以内とする。

(2) 推薦要件

ア 志願者は、調査書の学習成績概評がAに属する生徒のうち、人格・学力ともに優秀で、本学医学科が求める人物（「(3) 望ましい資質」参照）であると、学校長が責任を持って推薦できる者であること。

イ 志願者は、特に医学の勉強を強く希望し、将来はその専門分野における実践・指導に携わることを決意していること。

ウ 志願者は、本学医学部医学科への推薦選抜に限定して志願する者に限り、かつ合格した場合には、本学に入学することを確約できる者であること。

エ 志願者は、各県が定めている修学資金貸与条件を満たし、かつ修学資金を受給することに同意した者であること。

(3) 望ましい資質

本学科の学生には、おおよそ次のような資質を備えることが望まれる。

- ア 医学・医療に対する深い関心
- イ 協調性とコミュニケーション能力
- ウ 創造性とチャレンジ精神
- エ 高い倫理性

(4) 留意事項

- ア 国公立大学の推薦選抜（大学入学共通テストを課す場合、課さない場合を含む）への出願は、一つの大学・学部に限る。
- イ 本学の推薦選抜の結果、不合格となった者は、本学及び他の国公立大学が実施する他の一般選抜等を受験することができる。
- ウ 推薦選抜の合格者は、推薦選抜を実施した大学が特別の事情があるとして入学の辞退を許可した場合を除き、他の国公立大学が実施する一般選抜等を受験しても合格者とはならない。

7. 入学者選抜方法

入学者の選抜は、調査書等の内容と大学入学共通テストの成績により第1段階の選抜（募集人員の約4倍）を行う。その合格者について更に面接試験を実施し、各々総合判定により入学者を選抜する。

大学入学共通テストにおいて本学が指定する教科・科目は下表のとおりである。

「本学が指定する教科・科目」

教科	科目名等
国語	『国語』
地理歴史・公民	「世界史B」「日本史B」「地理B」 『倫理、政治・経済』から1科目選択
数学	『数学Ⅰ・数学A』
	『数学Ⅱ・数学B』
理科	「物理」「化学」「生物」から2科目選択
外国語	『英語（リーディング及びリスニング）』『ドイツ語』『フランス語』 『中国語』『韓国語』から1科目選択

注1. 第1解答科目が指定した科目以外の場合は、本学における受験資格がないものとする。また、第1解答科目が指定した科目以外の場合も、本学における受験資格がないものとする。

注2. 「外国語」の『英語』については、リスニングを含み、リーディング100点を150点満点に、リスニング100点を50点満点に換算し、合計得点200点満点として活用する。

なお、大学入学共通テストの『英語』のリスニングが免除となる重度難聴者については、『英語』のリーディングの成績（100点満点）を200点満点に換算し活用する。

注3. 大学入学共通テストの「地理歴史・公民」の科目において、2科目を受験した場合は、第1解答科目の成績を合否判定に用いる。

8. 出願期間及び出願方法

出願は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 出願期間 2022年1月27日（木）～2月3日（木）17時必着

※2021年12月1日（水）より入学検定料の振込可

- (2) 出願方法

- ① 本学ホームページよりダウンロードした「宛名票」を角形2号封筒に貼付け、出願書類を一括同封し、必ず書留速達郵便で、出願期間内に本学へ到着するように送付すること（大学に直接持参しても一切受理しない）。
- ② 出願期間内に到着した場合であっても、書類等に不備がある場合は、受理しないことがある。

③出願期間を過ぎて本学に到着したものは、いかなる理由（天災によるものを除く。）であっても受理しない。

(3) 出願書類提出先

〒113-8510 東京都文京区湯島 1-5-45
東京医科歯科大学統合教育機構入試課学部入試係

(4) 出願受理の通知

出願書類等を受理した場合は、2月4日（金）以降受験番号を記入した受験票を志願者に送付する。
ただし、第1段階選抜の結果、不合格となった者については、送付した「受験票」は無効となる。

※2月7日（月）までに届かない場合は、入試課学部入試係へ問い合わせること。

(5) 出願書類

本学所定の様式1～11については、以下の本学ホームページからダウンロードして使用すること。

<https://www.tmd.ac.jp/admissions/faculty2/system/region/>

出 願 書 類		摘 要
1	入学志願票	1. 本学所定の様式1～3に、志願者が自筆で記入すること。 2. 黒又は青のボールペンで丁寧に記入すること。（消せるボールペンは不可）
2	受験票・写真票	3. 漢字は楷書で、数字は算用数字で正確に記入し、該当する字句を○で囲むこと。 4. 誤って記入した場合は、誤記入の部分を二重線で消し、訂正すること。 5. ※の欄は、記入しないこと。
3	入学志願者の履歴等記入票	6. 写真は、出願日以前3ヶ月以内に撮影した、正面・無帽・上半身（縦4cm×横3cm）のものを使用し、「入学志願票」、「受験票・写真票」にそれぞれ同一のものを貼付すること。 （写真は3枚必要） 7. 「現住所」欄及び「入試に関する確実な連絡先」欄は、提出書類等の不備についての問い合わせ等を行う場合に確実に連絡できる場所を記入すること。
4	大学入学共通テスト成績請求票	「国公立推薦選抜用」を「入学志願調査票」の所定の欄に貼付すること。
5	推薦書	本学所定の様式4を使用し、当該高等学校等の教員が作成する（厳封） ※作成にあたっては「(6)推薦書作成上の注意」を参照のこと。
6	志願理由書	本学所定の様式5、6を使用し、志願者が黒又は青のボールペンで自筆により記入すること。
7	確約書	
8	調査書	文部科学省が定めた様式により、当該学校長が作成し厳封したものを提出すること。 ※既卒者については、2021年4月1日以降発行のものを提出すること。また、廃校、被災、その他の事情により出身学校長の調査書が得られない場合には、卒業証明書及び成績証明書又は単位修得証明書、成績通信簿の写し（本人が保管しているもの）等、入学志願者が提出できる書類をもって調査書に代えることができる。
9	検定料	17,000 円（※振込手数料は、振込人負担とする。）

		以下の検定料振込先に振り込むこと。出願の際、振り込んだことがわかる証明書を同封すること。 検定料振込先：三菱UFJ銀行 本店 普通預金 7897115 国立大学法人 東京医科歯科大学 振込人氏名の前に、必ず「11000」の番号を入力し振り込むこと。
10	第1段階選抜結果通知用封筒	本学所定の様式7～10に、本学からの通知が確実に届く志願者の住所・氏名又は学校所在地・学校名を所定の欄に記入し、角形2号の封筒に貼り付けること。角形2号の全ての封筒に郵便切手（720円）を必ず貼付すること。 （注）これらの封筒については簡易書留速達郵便で郵送するため、不在の場合は、郵便局保管期間内に必ず受領すること。
11	受験票等返信用封筒	
12	選抜結果通知用封筒（志願者用）	
13	選抜結果通知用封筒（学校長用）	
14	出願書類確認票	出願する際に本学所定の様式11により、出願書類が揃っていることを確認すること。 （注）様式11も同封して送付すること。

注1. 出願手続完了後の提出書類の返却及び内容変更は認めない。

- 出願手続が完了した者の検定料は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、「第1段階選抜不合格者」及び地域特別枠推薦選抜（医学部医学科）出願受理後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による「出願無資格者」であることが判明した者に対しては、出願の際に徴収した検定料17,000円のうち、13,000円を返還する。（該当者には、第1段階選抜結果通知時に返還手続案内を同封する。）

(6) 推薦書作成上の注意

- 推薦書は、必ず当該高等学校等の教員が自筆で記入すること。
- 「推薦する理由」欄は、推薦する根拠と、医学を学ぶ能力と適性について記入すること。
- 「勉学に対する所見」欄は、勉学の自発性・計画性・持続力・理解力、得意・不得意科目等について記入すること。また、学年毎の学年全体の成績順位（何人中何番）及びクラスでの成績順位（何人中何番）を記入すること。もし、順位が出ていない場合は、推定順位を記入し、備考欄に「推定」と記入すること。
- 「人物に対する所見」欄は、調査書の「指導上参考となる諸事項」欄と重複しないよう具体的に記入すること。
- 「課外活動等」欄は、調査書の「特別活動」欄以外に、本人の特技その他特筆すべきことがあれば具体的に記入すること。
- 「生活状況等」欄は、次に該当することがあれば記入すること。
 - 志願者の健康状態
 - 引き続き1週間以上欠席した事情及びその理由（病気の場合は病名）
 - 志願者の趣味・生活態度等について、特記すべき事項

9. 障害のある志願者の事前相談（受験上の配慮）

本学に入学を志願する者で、障害（学校教育法施行令第22条の3に準拠）があり、受験上又は修学上配慮を必要とする者は、出願に先立ち、本学と事前相談を行うことが必要となるので、健康診断書等関係書類を添えて申し出ること。必要な場合は、本学において入学志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者等との面談等により相談を行い、その相談結果により、障害の種類・程度に応じた配慮事項を決定する。

なお、体幹及び両上下肢等に障害があり、代筆解答を必要とする者は、出願期間前のできる限り早い時期に申し出ること。

注1. 日常生活において、ごく普通に使用している補聴器、松葉杖、車椅子等を持参して受験する場合も、受験上の配慮の申し出が必要となる。

注2. 出願後に不慮の事故等（交通事故、部活動中の事故、発病等）のため受験上の配慮を希望する者は、「受験票」及び「医師の診断書」を持参し申し出ること。

なお、申し出が試験直前であったり、申請内容への対応が直ちにできないような場合には、希望する受験上の配慮が行えないこともあるので、注意すること。

《申し出及び事前相談の期限》 2021年12月17日（金）まで

《連絡先》 〒113-8510 東京都文京区湯島 1-5-45

東京医科歯科大学統合教育機構入試課学部入試係

Mail: nyu-gakubu-02.adm@tmd.ac.jp

FAX: 03-5803-0106

10. 面接試験の日程及び会場

(1) 日程

2022年2月11日（金・祝）9:30～13:30（予定）

(2) 会場（14 ページ「東京医科歯科大学位置図」参照）

東京医科歯科大学（湯島地区）：東京都文京区湯島 1-5-45

(3) 留意事項

①日程及び会場の詳細（集合時間・場所等）については、受験票送付時に通知する。

②試験当日、入構時に受験票を確認するので、必ず「受験票」を持参すること。

11. 合格発表

第1段階選抜 2022年2月8日（火）13時 第1段階選抜合格者に対して面接試験を2月11日（金・祝）に実施する。

最終合格発表 2022年2月15日（火）13時 合格発表から面接試験までの期間が短いので留意すること。

(1) 第1段階選抜合格者へは、入学手続に必要な書類等を同封し送付する。

(2) 最終結果については、第1段階選抜合格者及び当該学校長あてに通知する。

(3) 本学ホームページ上（<https://www.tmd.ac.jp/>）にも合格者の受験番号を掲載する。ただし、ホームページ上での発表は参考として閲覧の上、必ず上記の結果通知により確認すること。

(4) 電話による「合格発表」に関する問い合わせには、一切応じない。

12. 入学手続

(1) 入学手続期間

2022年2月15日（火）～2月18日（金） 17時必着

注1. 書留郵便にて、2月18日（金）17時までに必着のこと。

(2) 送付先

〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45

東京医科歯科大学統合教育機構入試課学部入試係

(3) 入学手続に必要なもの

①令和4年度大学入学共通テスト受験票（コピー不可）

②本学の受験票（地域特別枠推薦選抜）（コピー不可）

③入学料 282,000 円（2021年度実績）

注1. 別紙「入学料納付証明書貼付台紙」に入学料（282,000 円）を振り込んだことがわかるもの（例：銀行窓口での振込依頼書、ATM ご利用明細票、インターネットバンキング振込完了ページを印刷したもの等）を貼付すること。

入学料振込先：三菱UFJ銀行 本店

普通預金 7897102

国立大学法人 東京医科歯科大学

※ 振込人氏名の前に必ず「受験番号（7桁）」を入力し振り込むこと。

2. 振込手数料は、振込人負担となる。

3. 「入学料免除」又は「入学料徴収猶予」制度を利用する者（利用を考えている者）は、入学手続時に入学料を納入した場合、本制度を利用できなくなるので、事前に学生支援・保健管理機構学生支援事務室学生支援総括係へ問い合わせること。（12 ページ参照）

④受験票返送用封筒

注. 長形3号の封筒に、合格者の住所・氏名・郵便番号を明記の上、郵便切手（674 円）を貼付し、3つ折りにすること。

(4) 授業料（2021年度実績）

前期分 321,480 円 後期分 321,480 円 年額 642,960 円

※授業料は、合格通知に同封する「預金口座振替依頼書」により、所定の手続を行い、入学後に指定された預金口座から自動引き落としとなる。

(5) その他

①所定の入学手続期間に入学手続を行わない場合、入学を辞退したものとして取り扱う。

②納付済みの入学料は、いかなる理由があっても返還しない。

③入学料・授業料について、改定が行われた場合は、改定時から新料金が適用される。

④入学料・授業料の納付に関する問い合わせ先

財務部財務企画課資金管理係（TEL：03-5803-5048）

⑤入学後入学料・授業料の他に別途、諸経費が必要になる。（入学関係書類とともに3月中旬頃に案内を送付する。）

13. 合格者に関する留意事項

(1) 推薦選抜の合格者は、他の国公立大学（独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部を除く。）を受験しても入学許可は得られない。

(2) 推薦選抜の合格者が、特別の事情が生じ入学を辞退する場合には、当該合格者の推薦を行った学校長名による「推薦選抜辞退願」（様式自由）に理由を付し、2022年2月18日（金）17時までに、本学学長あてに提出し、その許可を得なければならない。

入学辞退の許可が得られた場合は、本学及び他の国公立大学が実施する一般選抜等を受験することができる。

※本学では、推薦選抜の合格者の入学辞退については、原則認めていない。

- (3) 合格者が入学又は入学辞退のいずれかの手続も行わないままとすることのないよう注意すること。
- (4) 入学手続完了者で、推薦を受けた学校を卒業又は修了できない場合は、入学を取り消すこととなる。

14. 不合格となった場合の取扱い

- (1) 推薦選抜の結果、不合格となった者は、本学及び他の国公立大学が実施する一般選抜等を受験することができる。

ただし、大学入学共通テストの受験を要する教科・科目等は、当該大学の指示するところによる。

- (2) 本学の一般選抜を受験しようとする場合は、改めて出願しなければならない。詳細は2021年11月下旬に発表予定の「令和4(2022)年度一般選抜学生募集要項」を参照すること。

15. 募集要項に関する問い合わせ

照会は、e-mail 又はFAXにより行うこと。(氏名、返信メールアドレス又は返信用のFAX 番号を記入すること。)

《照会先》〒113-8510 東京都文京区湯島 1-5-45

東京医科歯科大学統合教育機構入試課学部入試係

Mail : nyu-gakubu-02.adm@tmd.ac.jp

FAX : 03-5803-0106

16. 個人情報の取扱い

個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「国立大学法人東京医科歯科大学個人情報管理規則」に基づき、次のとおり取り扱う。

(1) 個人情報の利用

- ①出願書類に記載された個人情報については、入学者選抜業務（出願登録処理、選抜実施、合格発表、入学手続）を行うために利用する。
- ②入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報を、今後の入学者選抜及び大学教育の改善のための調査研究や学術研究の資料として利用する場合がある。(調査研究の発表に際しては、個人が特定できない形で行う。)
- ③入学者の個人情報については、教務関係（学籍管理、就学指導等）、学生支援関係（健康管理、授業料免除・奨学金申請、就職支援等）、授業料徴収及び研究教育振興関係に関する業務を行うために利用する。
- ④国公立大学の一般選抜における合格決定業務を円滑に行うため、推薦選抜の合格及び入学手続等に関する個人情報（氏名、受験番号、大学入学共通テストの受験番号）を、独立行政法人大学入試センター及び併願先の国公立大学に送付する。
- ⑤茨城県地域医療医師修学資金貸与制度または長野県医学生修学資金貸与制度の実施に伴い、茨城県または長野県に必要な合格者の個人情報を送達することがある。

(2) 個人情報に関する業務の委託

上記(1)の各種業務での利用に当たっては、個人情報の適切な取り扱いに関する契約を締結した上で、一部の業務を外部の事業者へ委託することがある。

入学料及び授業料の免除並びに徴収猶予について

(注) 問い合わせ先：学生支援・保健管理機構学生支援事務室学生支援総括係
(kousei.adm@ml.tmd.ac.jp)

詳細は本学ホームページ「入学料・授業料の免除・徴収猶予について」を参照すること。
<https://www.tmd.ac.jp/campuslife/exemption/index.html>

(1) 入学料 [入学料：282,000 円]

○免除

経済的に困難な学生の入学料を免除する制度である。(詳しくは「本学 HP→学生生活→入学料・授業料の免除・徴収猶予について」を適宜確認すること。)

※免除書類提出後は、決定通知があるまで納付しないこと。

○徴収猶予

入学手続き期間内に入学料の納付が困難で、学業が優秀と認められる者に対して許可される。

※猶予書類提出後は、決定通知があるまで納付しないこと。

◆申請方法

① 入学手続き期間内に『「入学料徴収猶予申請書-「様式 2」または「様式 2-2」』のみを学生支援事務室へ提出。

日本学生支援機構給付型奨学金予約採用候補者及び本学進学後日本学生支援機構給付型奨学金申込予定の方は入学料を支払わず上記手続きを行ってください。

② 他申請書類一式を所定の期間（4 月頃）に提出する。

(提出期間は絶対厳守。提出期間を過ぎた場合は一切受付けない。)

※免除制度・徴収猶予制度共に、全額免除を許可された者または徴収猶予を認められた者を除くすべての者は、告示後 14 日以内に入学料を納付しない場合、除籍処分となりますので、注意すること。

※修学支援新制度の対象者は区分に応じて入学料・授業料が免除される。修学支援新制度の予約採用者及び 4 月に申請予定者は入学料を入学手続き期間中に納付せずに「入学料徴収猶予申請書「様式 2」または「様式 2-2」」を提出すること。

※修学支援新制度の予約採用者（奨学生採用候補者）は以下のホームページの [>奨学生の募集について >①予約採用] の項目を確認のうえ、速やかに「採用候補者決定通知」の写し（写真）を学生支援事務室学生支援総括係 [kousei.adm@ml.tmd.ac.jp] にメールに添付して提出してください。学生支援総括係がこのメールを受領した後、今後必要な手続きについてメールで連絡します。

<https://www.tmd.ac.jp/campuslife/scholarship/JASSO/JASSO.html>

日本学生支援機構（JASSO）給付奨学金の採用候補者並びに、入学後に JASSO 給付奨学金に申請を予定している者は、入学料を誤って振り込まないでください。

(2) 授業料 [授業料（半期分）：321,480 円]

○免除

経済的に困難な学生の授業料を免除する制度である。(詳しくは「本学 HP→学生生活→入学料・授業料の免除・徴収猶予について」を適宜確認すること。)

○徴収猶予

授業料の納付が困難で、学業が優秀と認められる者に対して許可される。

※猶予書類提出後は、決定通知があるまで納付しないこと。

※免除書類提出後は、決定通知があるまで納付しないこと。

(提出期間(4月頃)は絶対厳守。提出期間を過ぎた場合は一切受付けない。)

東京医科歯科大学生活協同組合の資料請求

東京医科歯科大学生活協同組合は、学生、院生、教職員一人ひとりが出し合った出資金で運営され、組合員の学生生活をサポートするため組合員の声をもとに書籍、購買、プレイガイド、食堂、共済・保険、住まい探し紹介などの事業を行っています。

以下のホームページ及びQRコードから東京医科歯科大学生活協同組合への資料を請求できます。

東京医科歯科大学生活協 受験生・新入生応援サイト

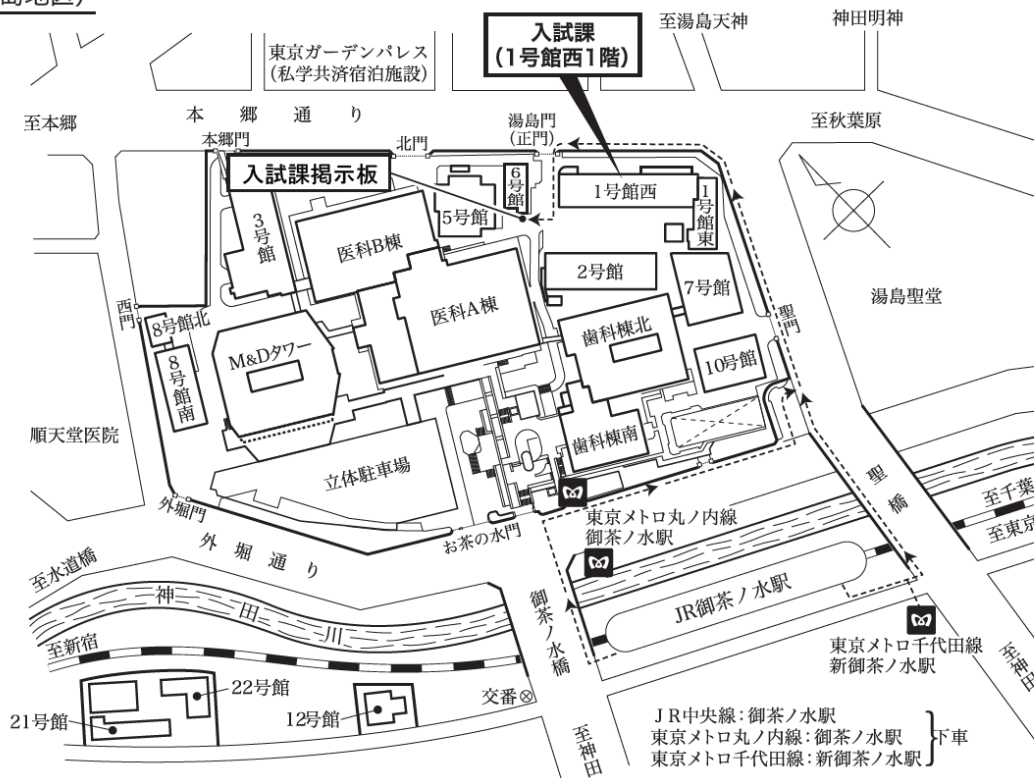
(<https://www.univcoop.jp/tmd/start/>)

QRコード



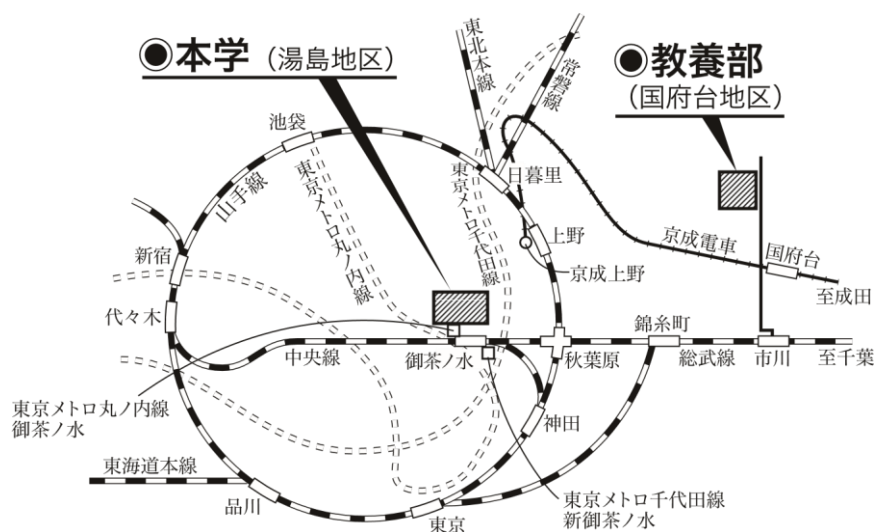
東京医科歯科大学位置図

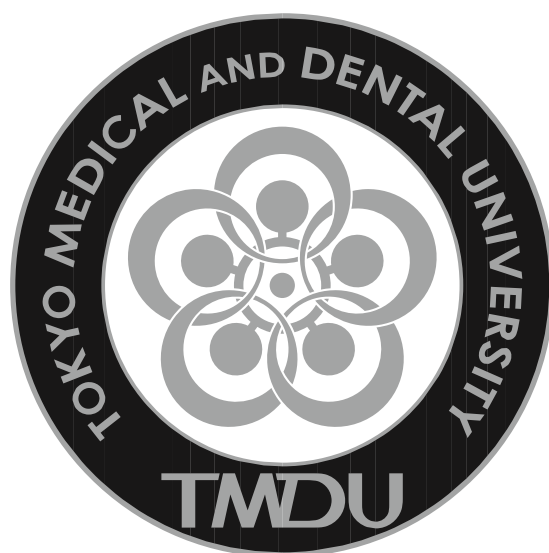
●本学 (湯島地区)



●本学 (湯島地区)

●教養部 (国府台地区)





国立大学法人

東京医科歯科大学

所在地 〒 113-8510 東京都文京区湯島 1-5-45

URL <https://www.tmd.ac.jp>



地域特別枠推薦選抜説明会

[home](#) [入学案内](#) [学部入学案内](#) [イベント](#) [地域特別枠推薦選抜説明会](#)

地域特別枠推薦選抜説明会

2023年度地域特別枠推薦選抜説明会について



国立大学法人
東京医科歯科大学
TOKYO MEDICAL AND DENTAL UNIVERSITY

2023年度 地域特別枠推薦選抜説明会 8月26日（金）19:00～20:30 〔オンライン開催〕

東京医科歯科大学「2023年度地域特別枠推薦選抜説明会」について（お知らせ）

東京医科歯科大学 統合教育機構入試課

この度、本学医学部医学科の「地域特別枠推薦選抜（茨城県・長野県・埼玉県）」について、本学の教育制度・入試制度の特徴をひろく知っていただくために、「2023年度地域特別枠推薦選抜説明会」をオンラインにて開催いたします。当日は、本学医学科長による講演、地域特別枠で入学した在学生のメッセージ、さらに、入試制度の変更点についての説明をお届けいたします。本学を目指す皆さんに、地域特別枠入試の魅力を知っていただく機会となれと思います。お気軽にご参加ください。

※本学の「地域特別枠推薦選抜（茨城県・長野県・埼玉県）」は、全国から出願できる枠もございますので、対象県の皆さんのみならず、全国の皆さんの、ご参加をお待ちしております。

【8月17日 追記】2023年度「地域特別枠推薦選抜」において「埼玉県」を対象とした枠を新設予定です（※認可申請中）。また、茨城県枠・長野県枠も増員を予定しております。ご興味のある方はぜひご参加ください。

[「地域特別枠推薦選抜」のページ](#) もあわせてご確認ください。

記

日 時：2022年8月26日（金）19：00から20：30

実施方法：オンライン開催（Zoom利用予定、参加決定後ミーティングURLをお知らせいたします）

対 象 者：高校生・既卒生・保護者・学校関係者・予備校進路指導担当者

参加方法：パソコンまたはスマートフォンから下記サイトにアクセスし、参加登録をしてください。

申込締切：2022年8月26日（金）13：00 ※延長しました

『2023年度地域特別枠推薦選抜説明会』申込サイト

<https://www.ocans.jp/tmd?fid=6TWA2uYe>

内 容

- ・地域特別枠「教育制度」紹介（秋田恵一 医学科長）
- ・地域特別枠「在学生」のお話（長野県枠・茨城県枠の医学科5年生）
- ・地域特別枠「入試制度」紹介（入試アドバイザー）

<お問い合わせ先>

東京医科歯科大学 統合教育機構入試課

〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45

メール: nyushi.adm@tmd.ac.jp



東京医科歯科大学 2023年度地域特別枠推薦選抜説明会申込用

時間割番号						
科目名	地域医療学習プログラム【茨城県】					
担当教員	石川 欽也					
開講時期	通年	対象年次	1～6			
英文名：						
主な講義場所 茨城県内各地						
授業の目的、概要等 セミナー等に参加し、茨城県の地域医療を取り巻く様々な課題について議論を行うとともに、将来勤務することとなる医師不足地域の医療機関等を実際に見学する。また、今後同じように地域医療を担うことになる他大学の地域枠修学生との交流を深める。						
授業の到達目標(SB0s) 茨城の地域医療への理解を深めるとともに仲間を作り、将来、茨城の地域医療を担う意欲と熱意を持つ。						
授業計画 ※日付は予定であり、開催時に改めて通知する。						
回	日付	時刻	講義室	授業題目	授業内容	担当教員
1	7～8 月頃		茨城県内	サマーセミナー(1～4 年)	病院見学、意見交換会等	茨城県地域医療支援センターキャリアコーディネーター、教育インストラクター等
			茨城県内	サマーセミナー(5 年)	グループディスカッション、病院見学、交流会	
			茨城県内	サマーセミナー(6 年)	症例発表会、講演会	
2	12 月下旬頃		茨城県内	修学生の集い	症例発表会、学生企画、交流会	
3	2～3 月頃		茨城県内	スプリングセミナー(1～5 年)	病院見学、意見交換会等	
授業方法 セミナー、グループディスカッション、交流会等による。						
授業内容 ・病院見学(研修医との意見交換含む) ・症例発表会または学生企画の聴講 ・他大学修学生や修学生医師、指導医等との交流						
成績評価の方法 セミナー等への出席状況及び欠席した場合に課せられるレポートの内容を踏まえ、年度毎に茨城県地域医療支援センターキャリアコーディネーター又は教育インストラクターが評価を行い、それを元に担当教員が最終判定する。						
成績評価の基準 毎年度3回開催(予定)されるサマーセミナー、修学生の集い、スプリングセミナーに合計で2／3以上の回数を出席すること。 ※欠席した場合には、レポート提出により出席とみなす。 ※6年生については、カリキュラム内の診療参加型臨床実習を茨城県内医療機関で1週間以上行った場合には、2回出席とみなす。 ※令和元年度(2019 年度)スプリングセミナー、令和2年度(2020 年度)サマーセミナーについては、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し一律中止としたため、成績評価の対象外とする。						
準備学習などについての具体的な指示 必要に応じて、セミナー等の開催前に県から資料等を送付するため、開催日までに目を通しておくこと。						
試験の受験資格 本学医学部医学科試験内規に準じる。 なお、欠席した場合には、レポートの提出により出席扱いとする。						
教科書 なし(病院見学等を開催するごとに県で用意)						
参考書 なし(病院見学等を開催するごとに県で用意)						
他科目との関連 なし						

履修上の注意事項

- ・毎年度、開催されるセミナー及び修学生の集いのうち、2／3以上の出席が必要。
- ・セミナー等の日程のうち、一部のみ出席した場合の扱いについては、その都度、県が判断する。
- ・欠席した場合は、後日課されるテーマについてのレポートを提出することで出席とみなす。

備考

時間割番号					
科目名	地域医療学習プログラム【長野県】				
担当教員	宮坂 尚幸				
開講時期	通年	対象年次	1～6		
英文名:					
主な講義場所 信州大学医学部附属病院、同医学部講義室、長野県内病院 等					
授業の目的、概要等 長野県地域特別枠で入学した学生が、長野県が行う地域医療に関する研修会や長野県内の病院が実施する病院実習等に参加することにより、長野県内の地域医療に関する知識や技能を習得するとともに、将来、地域医療に従事する意識の醸成と県内への定着を図ることを目的とする。					
授業の到達目標(SBOs) 本プログラムを通じて、長野県の地域医療の実情について理解を深め、将来、自身が貢献すべきことを思考するとともに、他の修学資金貸与学生や医師との連帯・協力意識を養う。					
授業計画（具体的な日付は開催時に改めて通知予定）					
回	日付	時刻	講義室	授業題目	担当教員
1	2022.6	10:30	信州大学医学部附属病院	スタートアップセミナー	信州大学医学部地域医療推進学教室教員
2	2022.8	午後	未定	地域医療の現場研修	担当医師他
3	2022.8	10:30	信州大学医学部附属病院	夏季交流会	信州大学医学部地域医療推進学教室教員
4	2022.9	終日	信州大学医学部	多職種協働研修会	信州大学医学部地域医療推進学教室教員 県内研修医、医師
5	2022.10	午後	信州大学医学部	女性医師キャリア形成支援イベント	信州大学医学部地域医療推進学教室教員 医師
6	2022.10	未定	東京医科歯科大学	秋季研修会	信州大学医学部地域医療推進学教室教員 外部講師
7	2023.3	未定	未定	春季研修会	信州大学医学部地域医療推進学教室教員 担当医師
8	2023.3	午後	信州大学医学部附属病院	臨床研修病院合同説明会	県内臨床研修指定病院担当職員
9	未定 複数回	未定	オンライン 他	病院合同説明会 (レジナビ等)	県内臨床研修指定病院担当職員
10	2022. 9 2022.11	午後	信州大学医学部	ブラッシュアップセミナー	信州大学医学部地域医療推進学教室教員 医師
11	随時	3 日 以上	県内病院	病院実習	県内病院指導医
※講義については、新型コロナウイルス感染症の状況により中止又はオンライン形式もしくはハイブリッド形式により実施する場合があります。					

成績評価の基準 長野県が行う面談及び研修会に以下のとおり出席すること。 ・面 談・・・毎年1回以上 ・研修会等・・・在学中を通じて「講義研修」については「標準時間換算 32 時間以上」、「実技研修」については「標準時間換算 33 時間以上」受講 (1) 標準時間 6 時間以上の講義研修(1日研修)には毎年度1回以上の出席を必須とする※¹ (2) 実技研修の機会には限定的であり、一部自ら計画すること※²※³ (3) 標準時間4時間以下の講義研修(半日研修)には、できるだけ受講することが望ましい。ただし、スタートアップセミナーと地域医療の現場研修会は必修とする(当該年度不参加の場合には、翌年度の参加が必要)。 ※1: 単年度において、この条件が満たされない場合には、長野県がテーマ等を指定する地域医療に関するレポート(2,000 字程度)を提出すること(6 年間のうち 2 回まで可)で出席に代えられる。 ※2: 個人で申し込む場合には、同一施設で 3 日以上(18 時間)の病院実習、6 年生については、大学カリキュラム内の臨床実習を長野県医療機関で行った場合は、3 日(18 時間)を上限として実技研修の受講とみなす。 ※3: 新型コロナウイルス感染症の影響により、長野県内の病院で実技研修が実施できない場合は代替措置を課す。
準備学習などについての具体的な指示 信州保健医療総合計画(長野県のホームページで閲覧可)にて、長野県の医療に関して一定の知識を得ておくことが望ましい。
試験の受験資格 本学医学部医学科試験内規に準じる。
教科書 特になし
参考書 特になし
他科目との関連 特になし
履修上の注意事項 修学資金貸与医師や他大学の学生と交流することにより、縦と横のつながりを在学中から構築していくことが、将来、長野県の地域医療に従事する際に重要であることから、可能な限り各種セミナー、講演会等に出席することが望ましい。 また、長野県内の病院や地域医療の実情に直接触れることが重要であることから、県内病院で行う病院実習を積極的に活用すること。
備考 「成績評価の基準」に用いている「標準時間数」の基本的な考え方は以下の通り。なお、標準時間の換算に当たっては、研修内容等により実時間数に3分の2を乗じて換算する場合もある。 ・標準時間6時間以上の研修(1日研修)・・・実時間4時間超8時間以内の研修 ・標準時間4時間以下の研修(半日研修)・・・実時間2時間超4時間以内の研修

研究実践プログラム

時間割番号	011095				
科目名	研究実践プログラムⅠ～Ⅴ				
担当教員					
開講時期	前期	対象年次	2～6	単位数	10
英文名: Research Training Program					
授業の目的、概要等 第2学年開始時に、講義形式の教室(研究室)紹介を行い、その後配属先を登録する。 配属先分野で、授業時間外を利用して研究を実践する。 定期的に開催されるリサーチミーティングに参加して、学生同士で議論する。					
授業の到達目標 基礎医学分野のみならず、臨床医学分野に進んだ場合でも、医学者として研究を行う機会が多い。いわゆるトランスレーショナルリサーチを行うにも、強力な基礎研究力が必要である。そのためには、研究に興味がある学生は在学中から積極的に研究に触れることが大切である。本プログラムは医学科基礎系研究室、歯学系基礎研究室、生体材料工学研究所研究室、難治疾患研究所研究室が責任を持って学生を受け入れ、通常カリキュラムの時間外に実際の研究を指導する選択実習科目である。					
成績評価の方法 「研究実践プログラム」を選択科目として履修したい場合は、5月上旬(5日間程度)に設定された履修登録期間内に、医学教務係にて履修登録を行ってください。 「研究実践プログラム」は第2学年から第6学年まで履修することができますが、履修登録は毎年度行う必要があります。前年度履修していても翌年度履修登録を行わなければ辞退したものとみなします。 「研究実践プログラム」は毎年履修しても、一旦中断し、翌年度以降再度履修しても構いません。単位認定は毎年度末に行います(1年間の履修は2単位に相当)。					
準備学習などについての具体的な指示 それぞれの指導教員の指示に従う。					

医 人 第 3 4 5 － 1 号
令 和 4 年 8 月 1 8 日

厚生労働省医政局長 様

茨城県保健医療部長 森川 博司
(公 印 省 略)

地域の医師確保のための入学定員増に係る誓約書

令和4年8月10日付け4文科高第627号、医政発0810第4号に基づき、下記のとおり、令和5年度における地域の医師確保のための入学定員増を行うこととしました。

地域の医師確保等に関する計画及び都道府県計画等に沿って、地域枠入学者が地域に定着するよう取組を行います。

記

増員数

59名

- ・筑波大学医学群における地域枠：36名
- ・東京医科歯科大学医学部における地域枠：5名
- ・東京医科大学医学部における地域枠：5名
- ・北里大学医学部における地域枠：4名
- ・順天堂大学医学部における地域枠：2名
- ・昭和大学医学部における地域枠：4名
- ・日本大学医学部における地域枠：3名

担当：茨城県保健医療部
医療局医療人材課
医師確保担当：中原
電話番号：029－301－3191

4医看第161号
令和4年(2022年)8月17日

厚生労働省医政局長 様

長野県健康福祉部長 福田 雄



地域の医師確保のための入学定員増に係る誓約書

令和4年8月10日付け4文科高第627号、医政発0810第4号に基づき、下記のとおり、令和5年度における地域の医師確保のための入学定員増を行うこととしました。

地域の医師確保等に関する計画及び都道府県計画等に沿って、地域枠入学者が地域に定着するよう取組を行います。

記

増員数

20名

- ・信州大学医学部における地域枠：15名
- ・東京医科歯科大学医学部における地域枠：5名

健康福祉部 医師・看護人材確保対策課 医師係	
(課長) 水上 俊治 (担当) 近藤 大貴	
電 話	026-235-7144 (直通)
ファクシミリ	026-235-7377
電子メール	doctor@pref.nagano.lg.jp

医 人 第 3 5 2 号
令 和 4 年 8 月 1 7 日

厚生労働省医政局長 様

埼玉県保健医療部長 山崎 達也
(公印省略)

地域の医師確保のための入学定員増に係る誓約書

令和4年8月10日付け4文科高第627号、医政発0810第4号に基づき、下記のとおり、令和5年度における地域の医師確保のための入学定員増を行うこととしました。

地域の医師確保等に関する計画及び都道府県計画等に沿って、地域枠入学者が地域に定着するよう取組を行います。

記

増員数

45名

- | | |
|---------------------|-----|
| ・埼玉医科大学医学部における地域枠 | 19名 |
| ・順天堂大学医学部における地域枠 | 10名 |
| ・日本医科大学医学部における地域枠 | 2名 |
| ・日本大学医学部における地域枠 | 5名 |
| ・北里大学医学部における地域枠 | 2名 |
| ・東京医科大学医学部における地域枠 | 2名 |
| ・東京医科歯科大学医学部における地域枠 | 5名 |

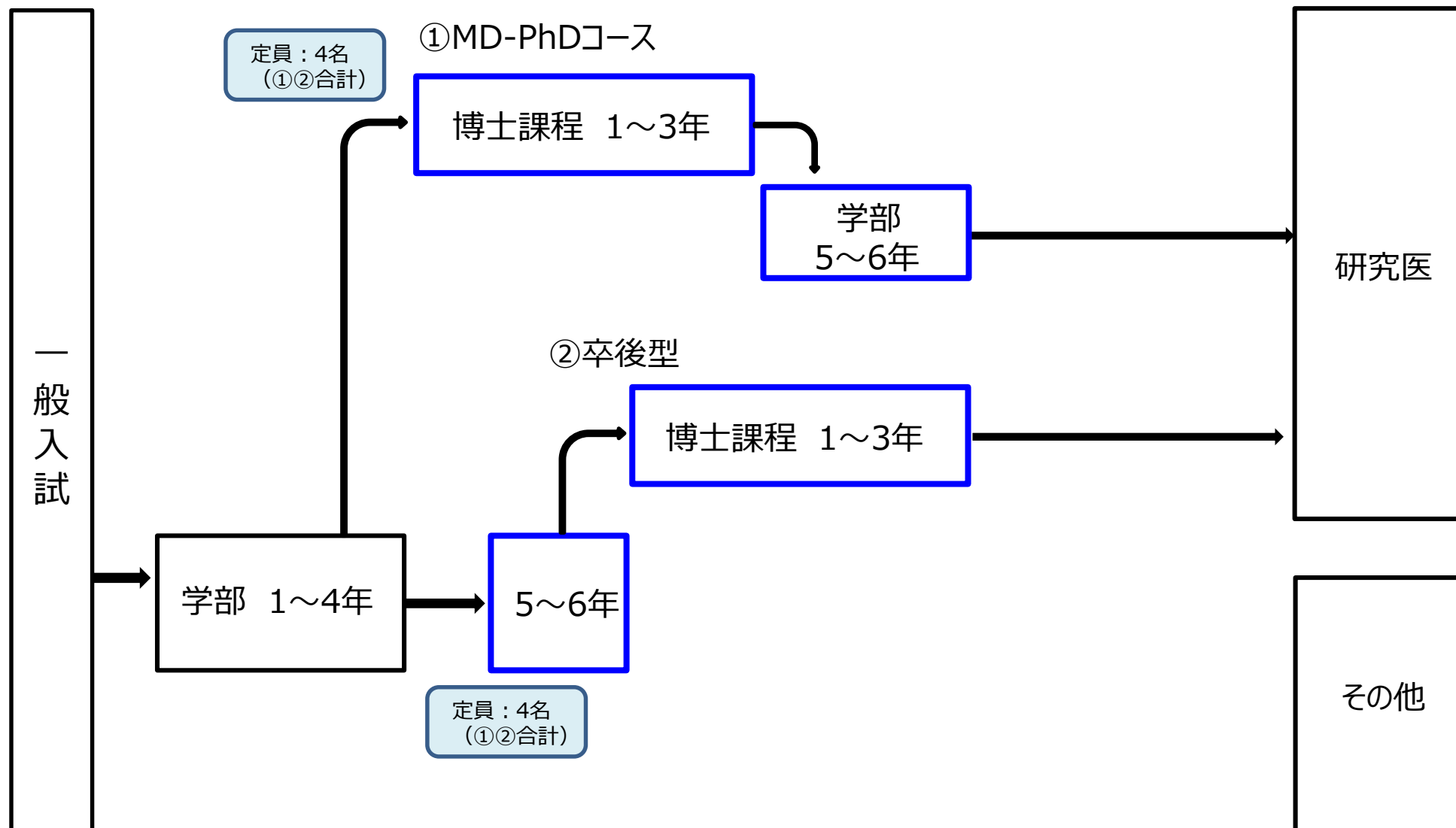
担 当：医療人材課医師確保対策担当 大高
電 話：048-601-4600
E-mail：a3560-03@pref.saitama.lg.jp

R4研究医枠定員数：1名

※青枠は奨学金貸与/給付がある期間

増員開始年度：2010(H22)+1、2013(H25)+1、
2020(R2)-1

R5増員希望数：1名



(b)実績

	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
履修者数 ※当該年度の新規履修者	-	2	4	3	3	0	2	0	1	3	3	1	3	4
(入学年度)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
基礎・社会系大学院進学者数【A】 ※括弧内は自大学出身者	53 (5)	33 (9)	39 (5)	41 (3)	41 (4)	45 (2)	31 (1)	37 (6)	42 (5)	38 (5)	42 (7)	46 (11)	22 (7)	31 (19)
臨床系大学院進学者数【B】 ※括弧内は自大学出身者	78 (39)	95 (44)	90 (33)	90 (39)	106 (42)	100 (40)	88 (36)	78 (28)	90 (35)	91 (40)	96 (37)	99 (41)	100 (43)	102 (48)
(博士課程修了年度)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	
【A】の修了者数	7	10	8	9	16	10	11	17	10	17	10	25	22	
【B】のうち、基礎・社会学系の論文(又は共著論文)を執筆した修了者数	60	56	63	55	86	64	76	61	66	51	42	36	73	
合計	67	66	71	64	102	74	87	78	76	68	52	61	95	
(博士課程修了年度)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	
基礎・社会学研究分野の就職者数	0	3	2	1	1	1	3	1	2	4	10	24	19	
臨床系のうち、基礎・社会学研究に従事する者等の数	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし	
合計	0	3	2	1	1	1	3	1	2	4	10	24	19	

学生の確保の見通し等

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

① 学生の確保の見通し

ア 定員充足の見込み

本学医学部医学科の定員充足率は例年 100%であり、志願者数も大幅な変動が無いことから、今後も長期かつ安定的に学生を確保することができると思う。

特に、地域枠についても、例年、ほぼ募集人員どおりの入学者数を確保している。

また、例年本学医学部医学科志願者が最も多く在住している東京都の 18 歳人口については、微増することが見込まれていることから、学生を確保することができると思う。

イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

本学医学部医学科の過去 5 年間の入学定員超過率については 1.00 倍となっており、志願者数については 580 人前後で推移している。(資料 1)

本学医学部医学科の地域枠の過去 5 年間の入学者数については、茨城県、長野県ともに募集人員どおりである 2 人をほぼ維持している。(資料 2)

今回新たに設けた埼玉県についても、茨城県、長野県と同様に、11 月中に入学試験を別枠で実施することについて、各高校進路指導担当者への連絡や訪問、案内送付にて周知を行っている。今年度は新たに、本学主催で「地域特別枠推薦選抜説明会」をオンライン配信にて開催し、入試制度の変更点や出願の流れについての説明を行う等、定員を確保する取組を行っている。

また、令和 22 年の東京都の 18 歳人口については、平成 29 年の 105,971 人から 598 人増の 106,569 人と推計されている。(資料 3)

② 学生確保に向けた具体的な取組状況

毎年 7 月下旬から 8 月上旬に 2 日間にわたるオープンキャンパスの開催、各予備校主催の大学説明会への参加（出展ブースでの説明及び教員による講演等）、高校進路指導担当者への説明会の開催、高大連携企画、入試アドバイザーによる全国進学校・予備校への訪問説明、本学主催のオンラインでの説明会や、オンラインでの個別

進学相談の実施等、様々なかたちで学生確保に向けた取り組みを行っている。

また、平成 30 年より、本学の医学教育の特徴や魅力を理解してもらうことを目的とし、全国の進学校及び本学への進学実績のある高校を対象とした「医学科サマープログラム」を実施しており、参加者からの好評を得ている。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和 4 年は新たに、本学での実地での開催とオンラインでの同時配信のハイブリッド型での開催とし、オンライン参加型では全国から 160 名を超える申込があった。（資料 4）

令和 2～4 年においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、例年の取り組みは可能な範囲での実施となった。オープンキャンパスはオンラインにより開催し、3 年目の令和 4 年は、参加者が前年度より 500 名以上増加した。（資料 5）

特に、地域枠については、オープンキャンパスの際には、地域枠説明ブースを設置し、茨城県及び長野県より派遣された担当者が各県の地域枠について説明にあたっており、オンライン開催においても引き続き資料参加や説明会を行っている（埼玉県は来年度より参加予定）。参加者数は以下のとおりである。

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
茨城県説明 ブース参加者数	18	25	15	26	84
長野県説明 ブース参加者数	24	27	26	24	62

（令和 2 年～4 年はオンライン開催のため、オンライン上の資料閲覧者数及び説明会参加者数を示す。）

さらに、本学入試アドバイザーが茨城県・長野県・埼玉県の高校・予備校を個別訪問し、進路指導担当者及び学生に説明を行っている。

（茨城県：茨城高等学校、江戸川学園取手高等学校、土浦第一高等学校、竹園高等学校、並木中等教育学校、水戸第一高等学校、緑岡高等学校、茗溪学園高等学校、河合塾水戸校 等）

（長野県：上田高等学校、佐久長聖高等学校、長野高等学校、松本秀峰中等教育学校、松本深志高等学校、信学会上田予備学校、信

学会信州予備学校、信学会松本予備学校、松本大学予備校 等)

(埼玉県：市立浦和高等学校、浦和高等学校、浦和明の星女子高等学校、浦和第一女子高等学校、春日部高等学校、栄東高等学校、淑徳与野高等学校 等)

また、茨城県・長野県については県主催の説明会に教員を派遣し、説明を実施している。

研究医枠については、医学科 1 年次必修科目「医学導入」において、研究医枠の担当教授（研究者養成専門委員会委員長）が、5・6 年次からの「研究者養成コース」の概要やメリット、研究の魅力等について説明するとともに、2 年次からの「研究実践プログラム」についても説明している。「研究実践プログラム」は「研究者養成コース」の前段階のプログラムと位置付けられており、配属先の医学系基礎系分野において、授業時間外を利用して研究を実践し、早期から研究に触れることで、研究医を志す足掛かりとなることを目的としている。「研究実践プログラム」は平成 24 年度から令和 4 年度までに、延べ 536 名（年平均約 49 名）が履修している。

(2) 人材需要の動向等社会の要請

① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

(収容定員変更に係る認可申請又は届出の場合)

医学・医療に精通し、広い視野と高い倫理観をもつ人間性を有し、卓越した知的能力、科学的思考能力を持った人材、疾患の治療と予防及び健康の保持・増進を研究し、その成果を広く医療・福祉に応用する医学の発展を担う指導者を養成することを目的とする。

② 社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

(学科等間の収容定員等の振替がない届出の場合)

医学部医学科の過去 5 年間の卒業者の進路は、進路届未提出の 4 名を除く 528 名中 513 名 (97.2%) が研修医となっており、医学部医学科の卒業者は学科の人材養成の目的に合致した道に進んでいる実績がある。(資料 6)

特に、地域枠を設けることについては、茨城県、長野県、埼玉県では、2036 年時点においても、医師が不足する地域が残存する見込みとなっていることから、社会的、地域的な人材需要の動向等を

踏まえたものであると考える。(資料 7)

また、研究医枠を設けることについては、医学系大学院における基礎研究医の割合が増加基調にあるものの、ほぼ横ばいであり、その割合を高めることが必要とされていることから、社会的な人材需要の動向等を踏まえたものであると考える。(資料 8)

資料 1

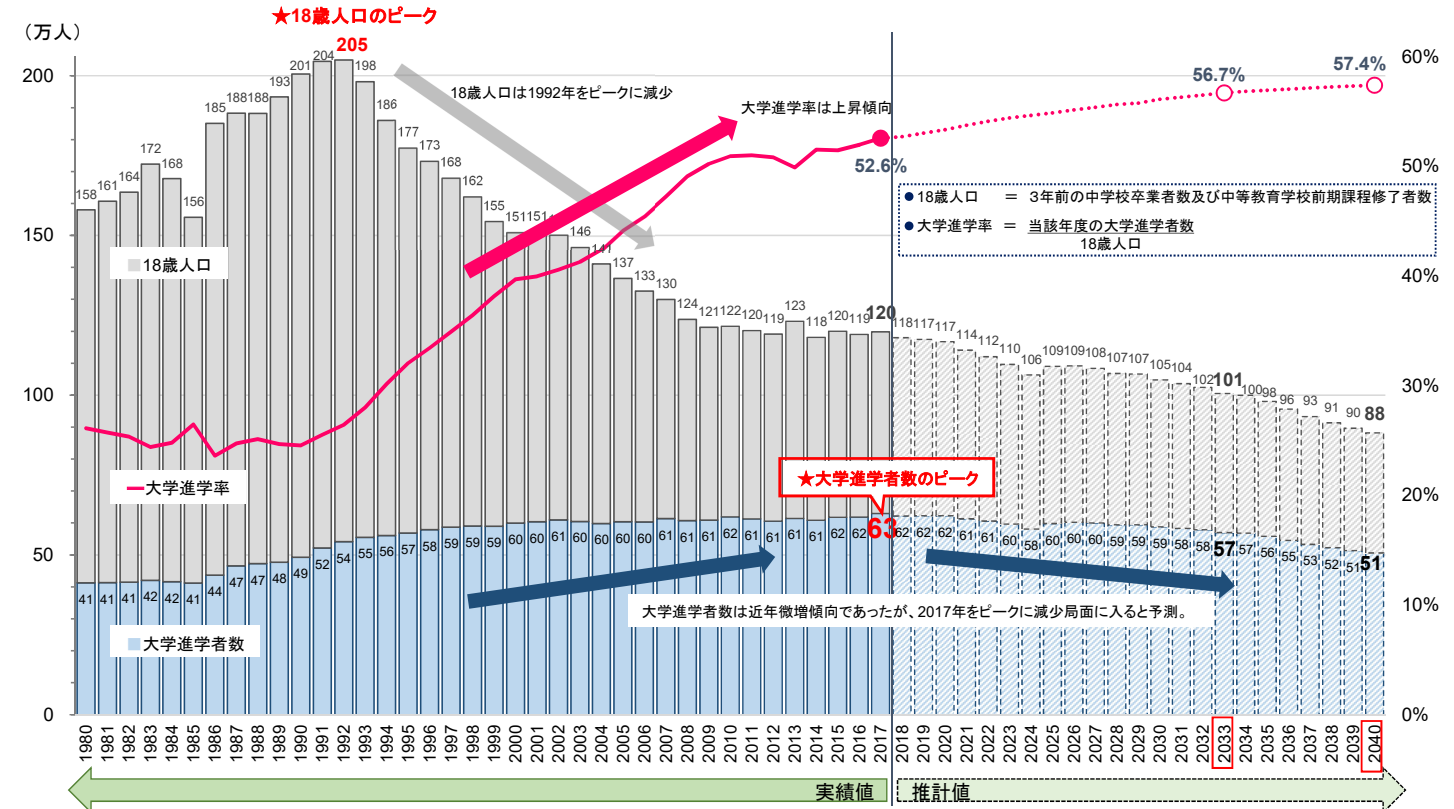
東京医科歯科大学 医学部医学科 入学定員超過率

入試年度	入学定員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	入学定員超過率
平成 2 9 年度	101	584	379	115	101	1.00
平成 3 0 年度	101	585	376	113	101	1.00
平成 3 1 年度	101	618	385	112	101	1.00
令和 2 年度	100	592	381	117	100	1.00
令和 3 年度	100	543	375	108	100	1.00
令和4年度	100	546	360	121	100	1.00

東京医科歯科大学 医学部医学科 地域特別枠推薦入試 入学試験実施状況

入試年度	県	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
平成29年度	茨城県	2	5	5	2	2
	長野県	2	7	7	2	2
平成30年度	茨城県	2	3	3	2	2
	長野県	2	7	7	2	2
平成31年度	茨城県	2	4	4	2	2
	長野県	2	9	9	2	2
令和2年度	茨城県	2	5	5	2	2
	長野県	2	7	7	2	2
令和3年度	茨城県	2	3	3	2	2
	長野県	2	9	8	2	2
令和4年度	茨城県	2	6	6	1	1
	長野県	2	6	6	2	2

18歳人口が減少し続ける中でも、大学進学率は上昇し、大学進学者数も増加傾向にあったが、
2018年以降は18歳人口の減少に伴い、大学進学率が上昇しても大学進学者数は減少局面に入ると予測される。



【出典】○18歳人口：①1980年～2017年…文部科学省「学校基本統計」、②2018年～2029年…文部科学省「学校基本統計」を元に推計、③2030～2034年…厚生労働省「人口動態統計」の出生数に生存率を乗じて推計、
④2035～2040年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）（出生中位・死亡中位）」を元に作成（2034年の都道府県比率で案分）
○大学進学者数及び大学進学率：①1980～2017年…文部科学省「学校基本統計」、②2018年～2040年…文部科学省による推計

高等教育に関する基礎データ(2017年基準+2040年推計)について

H30.2.21中央教育審議会大学分科会
将来構想部会（第13回）資料2より

《注》

● 本資料では、これまで基準としていた2016年を最新の2017年に更新するとともに、国立教育政策研究所による推計（2015年の大学進学率が一定のまま推移すると仮定した場合の2033年の大学進学者数等の推計）ではなく、過去3年間の都道府県別・男女別の進学率の伸び率等を勘案した大学進学率の新たな推計に基づく2040年の大学進学者数等の推計を示している。

● 18歳人口：各県における3年前の中学校卒業業者数及び中等教育学校前期課程修了者数

- 高校等卒業業者数：各県における当該年度の高等学校卒業業者数及び中等教育学校後期課程修了者数
- 大学進学者数：各県に所在する高校等を卒業した者で当該年度に全国いずれかの大学に進学した者の数（過年度卒業業者等を含む）
- 大学進学率：各県における18歳人口に占める大学進学者数の割合（過年度卒業業者等を含む）
- 大学進学率（国公立別）：各県における国公立別の「大学進学率」
- 短大進学率：各県における18歳人口に占める短大進学者数の割合（過年度卒業業者等を含む）
- 専門学校進学率（現役）：各県における高校等卒業業者数のうち、直ちに専門学校へ進学した者の割合（現役進学者のみ）
- 大学数：各県に所在する大学の数（※大学本部の所在地による。大学院大学を含む。）
- 大学数（国公立別）：各県に所在する国公立別の「大学数」
- 入学定員★：各県に所在する大学（学部）の入学定員（※入学時の学部の所在地による。学部内の学科が複数の県にまたがる場合は、入学定員数が最も多い県に集計するなど補正している。）
【例：北里大学獣医学部の所在地は青森県十和田市であるが、1年次（入学時）は神奈川県相模原市のキャンパスで学ぶため、獣医学部の定員340名は青森県ではなく、神奈川県にカウントしている。】
- 入学定員（国公立別）★：各県に所在する国公立別の大学（学部）の「入学定員」
- 大学入学者数★：当該年度に、各県に所在する大学（※入学時の学部の所在地による。）に入学した者の数（過年度卒業業者等を含む）
- 大学入学者数（国公立別）★：各県に所在する国公立別の「大学入学者数」
- 県外から流入★：当該大学の所在する県以外の高校等卒業業者で当該大学へ入学した者（過年度卒業業者等を含む）
- 県内から流出★：当該大学の所在する県内の高校等卒業業者で当該県（自県）以外の大学へ入学した者（過年度卒業業者等を含む）
- 流出入差（流入-流出）★：「県外から流入」－「県内から流出」
- 自県進学率★：各県における「大学進学者数」のうち、自県に所在する大学に進学した者の数（過年度卒業業者数を含む）

● 18歳人口推計【2040】：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）（出生中位・死亡中位）」を元に都道府県別18歳人口比率で案分

- 大学進学者数推計【2040】：2040年の都道府県別18歳人口推計×都道府県別大学進学率推計
- 大学進学率推計【2040】：過去3年間（2014～2017年度）の都道府県別の大学進学率の伸び率を延長（※男性は進学率の上昇が著しい県は+5ptを上限とし、女性は同県の男性の進学率の同値を上限）して推計。
- 大学入学者数推計【2040】★：2040年の都道府県別大学進学者数推計を2017年現在の都道府県別大学入学者比率で案分
- 大学入学者数推計（国公立別）【2040】★：2040年の都道府県別大学進学者数推計を2017年現在の都道府県別・国公立別大学入学者比率で案分
- 入学定員充足率推計【2040】★：大学入学者数推計【2040】÷入学定員【2017】×100（入学定員が2017年と同じと仮定した場合の2040年の入学定員充足率推計）
- 入学定員充足率推計（国公立別）【2040】★：各県に所在する国公立別の大学入学定員充足率推計（2040年）

《出典》上記のうち、入学定員以外：文部科学省「学校基本統計（平成29年度）」を元に作成、★印は二次利用により得たデータを元に作成。
入学定員：文部科学省調べ（※「学校基本統計」二次利用により得たデータに合わせ、入学時の学部の所在地に再集計。）

高等教育に関する基礎データ(2017年基準+2040年推計)①

H30.2.21中央教育審議会大学分科会
将来構想部会(第13回)資料2より

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉
18歳人口【2017】	47,624	13,256	12,530	22,026	9,303	10,850	19,782	28,661	18,920	19,530	65,774	55,647
高校等卒業者数【2017】	42,484	12,094	11,558	19,806	8,524	10,073	17,607	25,284	17,493	17,056	57,262	49,330
大学進学人数【2017】	20,912	5,056	4,735	10,132	3,592	4,240	7,785	14,793	9,085	9,139	34,585	29,574
大学進学率【2017】	43.9%	38.1%	37.8%	46.0%	38.6%	39.1%	39.4%	51.6%	48.0%	46.8%	52.6%	53.1%
(国公私立)【2017】	9.8% 2.6% 31.5%	10.4% 4.3% 23.4%	10.4% 5.1% 22.3%	8.5% 2.4% 35.1%	12.6% 4.1% 21.9%	10.6% 2.8% 25.7%	7.5% 2.4% 29.5%	8.1% 1.8% 41.7%	8.1% 1.8% 38.1%	7.6% 3.7% 35.5%	3.8% 0.8% 48.0%	4.3% 0.5% 48.3%
短大進学率【2017】	5.3%	5.6%	4.5%	3.8%	6.5%	5.9%	5.4%	3.3%	4.6%	4.9%	4.1%	3.5%
専門学校進学率(現役)【2017】	21.9%	15.1%	17.4%	15.7%	17.0%	18.5%	18.8%	17.9%	17.3%	18.4%	16.7%	17.8%
大学数【2017】	38	10	6	14	7	6	8	9	9	13	28	27
(国公私立)【2017】	7 5 26	1 2 7	1 1 4	2 1 11	1 3 3	1 2 3	1 2 5	3 1 5	1 0 8	1 4 8	1 1 26	1 1 25
入学定員【2017】	18,917	3,472	2,826	11,374	2,090	2,624	3,389	6,948	4,703	6,381	29,340	26,060
入学定員(国公私立)【2017】	5,617 1,095 12,205	1,322 510 1,640	1,030 440 1,356	2,741 415 8,218	955 665 470	1,675 143 806	945 454 1,990	3,737 170 3,041	910 0 3,793	1,098 1,482 3,801	1,535 395 27,410	2,598 180 23,282
大学入学人数【2017】	19,053	3,421	2,625	11,845	2,059	2,794	3,351	7,261	4,597	6,720	30,804	26,505
(国公私立)【2017】	5,846 1,157 12,050	1,352 548 1,521	1,091 463 1,071	2,825 438 8,582	1,000 666 393	1,731 151 912	993 461 1,897	3,901 170 3,190	951 0 3,646	1,141 1,696 3,883	1,594 405 28,805	2,701 183 23,621
県外から流入【2017】	5,000	1,473	1,266	5,957	1,195	1,906	1,774	4,298	2,543	4,086	20,387	16,772
県内から流出【2017】	6,859	3,108	3,376	4,244	2,728	3,352	6,208	11,830	7,031	6,505	24,168	19,841
流出入差(流入-流出)【2017】	-1,859	-1,635	-2,110	1,713	-1,533	-1,446	-4,434	-7,532	-4,488	-2,419	-3,781	-3,069
自県進学率【2017】	67.2%	38.5%	28.7%	58.1%	24.1%	20.9%	20.3%	20.0%	22.6%	28.8%	30.1%	32.9%
18歳人口推計【2040】	31,499	7,499	7,607	15,601	5,135	6,755	11,794	19,251	13,491	12,581	47,985	41,481
大学進学人数推計【2040】	17,121	3,397	3,340	7,409	2,098	2,639	5,598	10,305	6,868	6,172	28,770	23,873
大学進学率推計【2040】	54.4%	45.3%	43.9%	47.5%	40.9%	39.1%	47.5%	53.5%	50.9%	49.1%	60.0%	57.6%
大学入学人数推計【2040】	15,389	2,408	1,866	8,533	1,391	1,947	2,422	5,507	3,432	4,951	25,630	21,767
(国公私立)【2040】(※注)	4,722 935 9,733	952 386 1,071	775 329 761	2,035 316 6,182	675 450 265	1,206 105 636	718 333 1,371	2,959 129 2,420	710 0 2,722	841 1,250 2,861	1,326 337 23,966	2,218 150 19,398
入学定員充足率推計【2040】	81.4%	69.4%	66.0%	75.0%	66.5%	74.2%	71.5%	79.3%	73.0%	77.6%	87.4%	83.5%
(国公私立)【2040】(※注)	84.1% 85.3% 79.7%	72.0% 75.6% 65.3%	75.3% 74.8% 56.1%	74.2% 76.0% 75.2%	70.7% 67.6% 56.5%	72.0% 73.6% 78.9%	75.9% 73.4% 68.9%	79.2% 75.8% 79.6%	78.0%	71.8% 76.6% 84.3%	75.3% 86.4% 85.3%	87.4% 85.4% 83.5%

(※注)2017年の国公私割合(実績値)のまま機械的に試算したもの。

高等教育に関する基礎データ(2017年基準+2040年推計)②

H30.2.21中央教育審議会大学分科会
将来構想部会(第13回)資料2より

	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
18歳人口【2017】	105,971	80,472	22,252	10,063	11,393	8,156	8,325	21,297	20,795	35,989	74,550	18,382
高校等卒業者数【2017】	102,326	66,400	19,427	9,115	10,550	7,564	8,229	18,898	18,379	32,825	65,204	16,212
大学進学人数【2017】	77,103	43,758	9,169	4,559	5,658	4,092	5,041	8,980	9,725	17,323	38,905	8,299
大学進学率【2017】	72.8%	54.4%	41.2%	45.3%	49.7%	50.2%	60.6%	42.2%	46.8%	48.1%	52.2%	45.1%
(国公私立)【2017】	6.2% 0.9% 65.7%	3.4% 1.1% 49.9%	8.6% 3.0% 29.7%	14.9% 4.1% 26.3%	13.8% 3.6% 32.3%	13.1% 5.6% 31.4%	8.9% 5.0% 46.7%	8.2% 3.3% 30.7%	9.1% 2.8% 34.9%	7.8% 3.5% 36.8%	9.1% 2.8% 40.3%	8.6% 2.3% 34.2%
短大進学率【2017】	2.5%	3.5%	4.3%	6.7%	6.9%	5.3%	5.6%	8.7%	6.9%	4.1%	3.8%	4.9%
専門学校進学率(現役)【2017】	11.7%	15.7%	26.0%	17.0%	13.5%	14.8%	17.5%	20.8%	13.2%	17.2%	12.6%	15.0%
大学数【2017】	138	32	18	5	12	6	7	9	12	12	51	7
(国公私立)【2017】	12 2 124	2 2 28	3 3 12	1 1 3	2 3 7	1 2 3	1 2 4	1 2 6	1 3 8	2 2 8	4 4 43	1 1 5
入学定員【2017】	142,722	45,971	5,907	2,450	5,901	2,275	3,835	3,428	4,820	8,001	40,877	3,110
入学定員(国公私立)【2017】	9,740 1,570 131,412	1,662 1,070 43,239	2,482 585 2,840	1,800 330 320	1,726 350 3,825	855 425 995	825 990 2,020	1,978 380 1,070	1,240 200 3,380	2,145 890 4,968	3,982 1,708 35,187	1,310 100 1,700
大学入学人数【2017】	153,113	49,011	5,972	2,480	6,063	2,418	3,829	3,621	4,649	8,157	43,163	3,299
(国公私立)【2017】	10,180 1,641 141,292	1,713 1,188 46,110	2,588 620 2,764	1,853 356 271	1,779 376 3,908	875 476 1,067	854 1,148 1,827	2,074 448 1,099	1,271 212 3,166	2,193 988 4,976	4,177 1,787 37,199	1,370 100 1,829
県外から流入【2017】	102,137	31,242	2,711	1,547	3,534	1,135	2,622	2,173	2,730	3,255	15,170	1,595
県内から流出【2017】	26,127	25,989	5,908	3,626	3,129	2,809	3,834	7,532	7,806	12,421	10,912	6,595
流出入差(流入-流出)【2017】	76,010	5,253	-3,197	-2,079	405	-1,674	-1,212	-5,359	-5,076	-9,166	4,258	-5,000
自県進学率【2017】	66.1%	40.6%	35.6%	20.5%	44.7%	31.4%	23.9%	16.1%	19.7%	28.3%	72.0%	20.5%
18歳人口推計【2040】	106,569	61,879	14,216	6,610	7,819	5,414	5,195	13,687	13,839	24,828	57,157	12,497
大学進学人数推計【2040】	77,539	34,848	5,863	3,157	4,179	3,255	3,721	5,770	6,949	12,762	31,099	5,804
大学進学率推計【2040】	72.8%	56.3%	41.2%	47.8%	53.4%	60.1%	71.6%	42.2%	50.2%	51.4%	54.4%	46.4%
大学入学人数推計【2040】	131,389	40,573	4,032	1,804	4,469	1,883	2,942	2,610	3,516	6,168	33,550	2,442
(国公私立)【2040】(※注)	8,736 1,408 121,246	1,418 983 38,171	1,747 419 1,866	1,348 259 197	1,311 277 2,881	681 371 831	656 882 1,404	1,495 323 792	961 160 2,395	1,658 747 3,762	3,247 1,389 28,914	1,014 74 1,354
入学定員充足率推計【2040】	92.1%	88.3%	68.3%	73.6%	75.7%	82.8%	76.7%	76.2%	73.0%	77.1%	82.1%	78.5%
(国公私立)【2040】(※注)	89.7% 89.7% 92.3%	85.3% 91.9% 88.3%	70.4% 71.6% 65.7%	74.9% 78.5% 61.6%	76.0% 79.2% 75.3%	79.7% 87.2% 83.5%	79.5% 89.1% 69.5%	75.6% 85.0% 74.0%	77.5% 80.2% 70.8%	77.3% 83.9% 75.8%	81.5% 81.3% 82.2%	77.4% 74.0% 79.6%

(※注)2017年の国公私割合(実績値)のまま機械的に試算したもの。

2022年度TMDU医学科サマープログラム 実施概要 **【来場型】**

日 時：8月10日（水）13:00-17:30

場 所：M&Dタワーファカルティラウンジ（26階）

参 加 者：本学医学科の特別選抜受験を目指している高校2・3年生 20名

次 第：

時間	項目・演題	担当・備考
12:30-13:00	集合	
13:00-13:05	開会のあいさつ	秋田恵一先生 (オンライン参加)
13:05-13:35	講演①『医者＋研究者で見える景色』	塩飽裕紀先生 (精神行動医科学分野) (講演15分、質疑応答15分)
13:35-14:05	講演②『電光石火で迫る脳科学』	磯村宜和先生 (細胞生理学分野) (講演15分、質疑応答15分)
14:05-14:15	【休憩】	
14:15-14:45	講演③『女性医師がClinician Scientistを目指すということ』	大野京子先生 (眼科学分野) (講演15分、質疑応答15分)
14:45-15:00	学生講演①『大学院進学という選択肢』	門脇紀さん(医学科5年生) (講演10分、質疑応答5分)
15:00-15:15	学生講演②『医科歯科を目指した理由と入学後の自分について』	川出玄二さん(医学科5年生) (講演10分、質疑応答5分)
15:15-15:25	【休憩】	
15:25-16:00	参加者自己紹介 学生によるキャンパスツアー	TESSO
16:00-17:00	スキルスラボでのBLS（一次救命措置） ワークショップ	TESSO
17:00-17:10	総括	高橋英彦先生
17:10-17:20	入試について	小池田入試アドバイザー
17:20-17:30	閉会及びアンケート回答のお願い	

2022年度TMDU医学科サマープログラム 実施概要【オンライン参加型】

日 時：8月10日（水）13:00-15:30

場 所：オンライン実施

参 加 者：高校生・高卒生・保護者・学校関係者・予備校進路指導担当者

次 第：

時間	項目・演題	担当・備考
13:00-13:05	開会のあいさつ	秋田恵一先生
13:05-13:35	講演①『医者＋研究者で見える景色』	塩飽裕紀先生 (精神行動医科学分野)
13:35-14:05	講演②『電光石火で迫る脳科学』	礒村宜和先生 (細胞生理学分野)
14:05-14:15	【休憩】	
14:15-14:45	講演③『女性医師がClinician Scientistを目指すということ』	大野京子先生 (眼科学分野)
14:45-14:50	【休憩】	
14:50-15:20	大学紹介・入試説明	秋田恵一先生
15:20-15:30	閉会及びアンケート回答のお願い	

オンラインオープンキャンパス2022 参加者数

資料5

<志望学科別 合計>

	医学科	看護学	検査技術	歯学科	口腔衛生	口腔工学	未定	計
^{'21} 参加者	1,734	480	285	293	66	17	148	3,023
	2,077	544	291	346	70	19	184	3,531
対前年	+343	+64	+6	+53	+4	+2	+36	+508
全体比(学科)	59%	15%	8%	10%	2%	1%	5%	-
^{'21} 同伴保護者等								
対前年								
^{'21} 計	1,734	480	285	293	66	17	148	3,023
	2,077	544	291	346	70	19	184	3,531
対前年	+343	+64	+6	+53	+4	+2	+36	+508

(参加者内訳)

性別	^{'21} 男性	659	18	34	93	2	0	35	841
		785	13	33	138	4	2	49	1,024
	対前年	+126	△5	△1	+45	+2	+2	+14	+183
	^{'21} 女性	1,075	462	251	200	64	17	108	2,177
		1,292	531	258	208	66	17	131	2,503
	対前年	+217	+69	+7	+8	+2	+0	+23	+326
	^{'21} 不明	+0	+0	+0	+0	+0	+0	+0	0
		0	0	0	0	0	0	4	4
	^{'21} 計	1,734	480	285	293	66	17	143	3,023
	対前年	2,077	544	291	346	70	19	184	3,531
		+343	+64	+6	+53	+4	+2	+41	+508

学年	高校1年	577	84	58	83	4	0	77	883
	高校2年	910	239	128	144	34	8	51	1514
	高校3年	397	208	101	91	30	7	24	858
	既卒 他	193	13	4	28	2	4	32	276
	計	2,077	544	291	346	70	19	184	3,531

居住地	北海道	22	1	2	0	1	0	0	26
	東北	43	14	15	16	4	0	1	93
	関東	1,698	466	225	243	39	14	146	2,831
	(茨城県)	(61)	(7)	(8)	(4)	(1)	(2)	(0)	(83)
	(栃木県)	(32)	(10)	(7)	(6)	(1)	(0)	(0)	(56)
	(群馬県)	(33)	(11)	(3)	(8)	(1)	(0)	(0)	(56)
	(埼玉県)	(200)	(69)	(42)	(44)	(12)	(2)	(19)	(388)
	(千葉県)	(125)	(31)	(31)	(38)	(7)	(1)	(13)	(246)
	(東京都)	(968)	(251)	(79)	(87)	(14)	(8)	(82)	(1,489)
	(神奈川県)	(279)	(87)	(55)	(56)	(3)	(1)	(32)	(513)
	甲信越	92	21	10	24	9	0	3	159
	(長野県)	(36)	(8)	(5)	(4)	(3)	(0)	(1)	(57)
	東海北陸	76	23	16	30	6	3	7	161
	近畿	49	4	14	8	3	0	4	82
	中国四国	41	10	5	14	1	0	4	75
	九州	38	5	2	8	3	1	1	58
	沖縄	6	0	2	1	0	1	0	10
	海外 他	12	0	0	2	4	0	18	36
	計	2,077	544	291	346	70	19	184	3,531

() 内は内数

東京医科歯科大学 医学部医学科 卒業者の進路実績

卒業年度	卒業生数	①進路届 提出者数	進路届 未提出者数	進路		②／① (%)
				②研修医	研修医以外	
平成29年度卒	103	102	1	98	4	96.1%
平成30年度卒	107	106	1	103	3	97.2%
令和元年度卒	107	106	1	101	5	95.3%
令和2年度卒	102	101	1	100	1	99.0%
令和3年度卒	113	113	0	111	2	98.2%
計	532	528	4	513	15	97.2%

将来時点における必要医師数等

都道府県名 医療圏名	2036年				
	必要医師数	供給推計		供給推計-必要医師数	
		(上位)	(下位)	(供給上位) 不足医師数	(供給下位) 過剰医師数
大館・鹿角	269	186	153	-83	-116
北秋田	91	39	32	-52	-59
能代・山本	213	164	135	-49	-78
秋田周辺	1103	1384	1139	280	35
由利本荘・にかほ	281	202	166	-79	-114
大仙・仙北	330	224	184	-107	-146
横手	248	211	174	-36	-74
湯沢・雄勝	160	88	72	-73	-88
山形県	2920	2952	2267	32	-653
村山	1492	1790	1375	299	-117
最上	188	121	93	-67	-95
置賜	523	438	336	-85	-186
庄内	713	603	463	-110	-250
福島県	4936	4132	1436	-804	-3500
県北	1240	1456	506	216	-734
県中	1285	1128	392	-156	-893
県南	347	218	76	-129	-271
相双	395	177	61	-218	-334
いわき	823	605	210	-218	-613
会津・南会津	817	549	191	-269	-627
茨城県	7519	7721	5143	202	-2376
水戸	1252	1583	1055	331	-198
日立	646	540	360	-106	-286
常陸太田・ひたちなか	941	540	359	-401	-581
鹿行	658	341	227	-317	-431
土浦	658	809	539	151	-119
つくば	927	1993	1327	1066	400
取手・竜ヶ崎	1246	1102	734	-144	-512
筑西・下妻	669	363	242	-306	-427
古河・坂東	577	449	299	-128	-278
栃木県	5107	5205	3407	98	-1700
県北	993	636	416	-357	-577
県西	449	289	189	-160	-260
宇都宮	1349	1172	767	-176	-581
県東	339	187	122	-151	-216
県南	1312	2360	1545	1049	233
両毛	674	561	367	-113	-307
群馬県	5329	5279	3492	-51	-1837
前橋	966	1845	1220	878	254
渋川	301	270	179	-31	-122
伊勢崎	666	506	335	-160	-331
高崎・安中	1391	985	652	-405	-739
藤岡	177	196	130	20	-47
富岡	212	185	122	-27	-90
吾妻	147	93	61	-54	-85

将来時点における必要医師数等

都道府県名 医療圏名	2036年				
	必要医師数	供給推計		供給推計-必要医師数	
		(上位)	(下位)	(供給上位) 不足医師数	(供給下位) 過剰医師数
沼田	228	170	113	-58	-116
桐生	404	352	233	-52	-171
太田・館林	998	676	447	-323	-551
埼玉県	18140	17096	13100	-1044	-5040
南部	1739	1632	1250	-107	-489
南西部	1635	1277	979	-357	-656
東部	2837	2535	1942	-302	-895
さいたま	3202	3230	2475	28	-728
県央	1326	1205	924	-120	-402
川越比企	2081	2582	1979	501	-102
西部	2307	2351	1801	44	-505
利根	1564	1099	842	-465	-722
北部	1156	988	757	-168	-399
秩父	239	197	151	-42	-88
千葉県	16432	17068	14129	636	-2302
千葉	2607	3820	3162	1212	554
東葛南部	4412	4349	3601	-63	-811
東葛北部	3742	3420	2831	-322	-911
印旛	1917	1822	1508	-95	-409
香取海匝	679	765	633	86	-45
山武長生夷隅	1151	672	556	-479	-595
安房	381	817	676	435	295
君津	846	692	573	-154	-273
市原	657	711	589	54	-69
東京都	34870	61515	48165	26645	13295
区中央部	2941	15502	12138	12561	9197
区南部	2626	4687	3670	2062	1044
区西南部	3610	6338	4962	2728	1353
区西部	3122	8579	6717	5457	3595
区西北部	5043	6944	5437	1901	394
区東北部	2967	3091	2420	125	-546
区東部	3103	4015	3144	912	41
西多摩	1132	917	718	-215	-414
南多摩	3996	3513	2750	-484	-1246
北多摩西部	1660	1642	1286	-17	-374
北多摩南部	2665	4461	3493	1796	828
北多摩北部	1993	1781	1394	-212	-599
島しょ	47	46	36	-1	-11
神奈川県	22976	27985	22716	5009	-260
川崎北部	2155	2535	2058	380	-97
川崎南部	1392	2338	1897	946	506
横須賀・三浦	1747	2304	1870	557	123
湘南東部	1861	1759	1428	-102	-433
湘南西部	1533	1943	1577	410	44
県央	2067	1640	1331	-427	-736

将来時点における必要医師数等

都道府県名 医療圏名	2036年				
	必要医師数	供給推計		供給推計-必要医師数	
		(上位)	(下位)	(供給上位) 不足医師数	(供給下位) 過剰医師数
相模原	2008	2525	2050	518	42
県西	883	820	666	-63	-217
横浜	9240	12121	9839	2882	599
新潟県	6044	4511	4075	-1534	-1969
下越	556	332	300	-224	-256
新潟	2496	2324	2100	-172	-396
県央	572	281	254	-291	-318
中越	1172	775	700	-398	-472
魚沼	428	238	215	-189	-212
上越	686	470	424	-216	-262
佐渡	141	90	82	-51	-60
富山県	2833	3055	2401	222	-432
新川	324	279	219	-45	-105
富山	1317	1764	1386	447	70
高岡	828	702	552	-126	-277
砺波	357	310	243	-47	-113
石川県	3054	3966	3271	911	217
南加賀	573	459	378	-114	-194
石川中央	1976	3087	2546	1111	570
能登中部	336	302	249	-34	-87
能登北部	169	117	97	-52	-73
福井県	2024	2527	1860	503	-164
福井・坂井	1081	1848	1360	767	279
奥越	146	88	65	-58	-81
丹南	464	289	213	-175	-252
嶺南	345	302	222	-44	-123
山梨県	2158	2483	1908	325	-250
中北	1234	1775	1364	540	130
峡東	397	316	243	-81	-154
峡南	130	74	57	-56	-73
富士・東部	405	318	244	-87	-161
長野県	5641	5554	5091	-87	-550
佐久	590	599	549	9	-41
上小	545	327	300	-218	-246
諏訪	514	533	489	19	-25
上伊那	475	309	283	-166	-192
飯伊	429	350	321	-79	-108
木曽	53	40	37	-13	-16
松本	1158	1822	1671	664	512
大北	159	138	126	-22	-33
長野	1495	1271	1165	-224	-330
北信	215	165	151	-51	-65
岐阜県	4980	5523	4393	542	-587
岐阜	1971	2863	2277	892	306
西濃	882	792	630	-90	-252

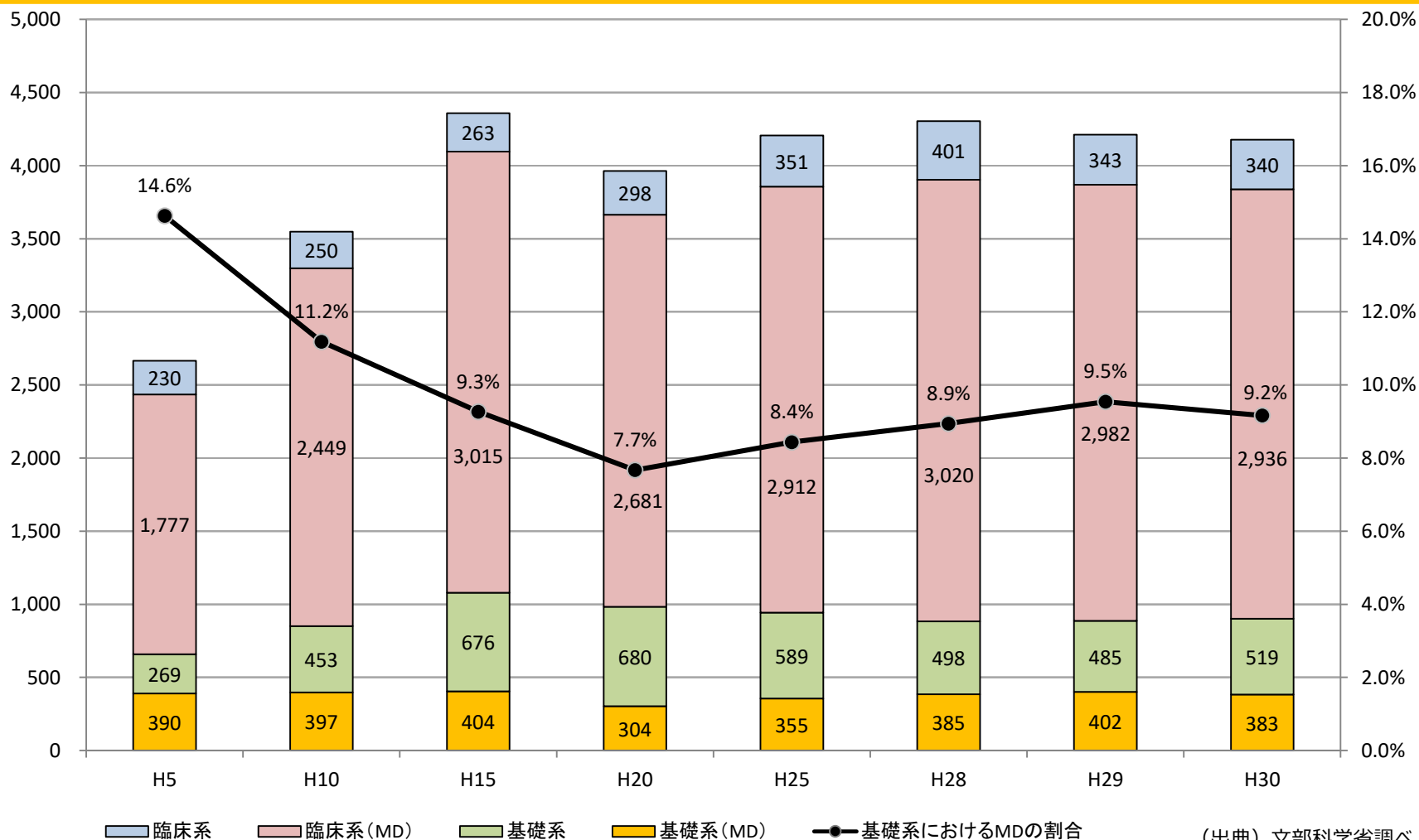
基礎研究医養成に関する状況（H5～30年）

資料8

医学系大学院における基礎系（MD）の割合

臨床研修部会報告書
参考資料(平成30年)・改

・基礎系（MD）の人数は昨年から微減したものの、その割合はほぼ横ばいであり高めることが必要



(出典) 文部科学省調べ

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	タナカ ユウジロウ 田中 雄二郎 ＜令和2年4月＞		医学博士		東京医科歯科大学 学長 (令和2.4～令和5.3)

（注） 高等専門学校にあっては校長について記入すること。